

一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会
Osaka Building Maintenance Association

OBM COMMUNICATIONS

こみゅにけ〜しょんず

2020
盛夏号

VOL 96

新型コロナウイルスイメージ

特 集

新型コロナウイルス感染症に対する 全国ビルメンテナンス協会の取り組み

特 集

新型コロナウイルス感染拡大による ビルメンテナンス業界への影響と対策

～今、何が問題なのか、終息後にどう変わらなければならないのか～

特 集

「新型コロナウイルスへの取り組み」 ～北里柴三郎先生の「結核退治絵解」に学ぶ～

緊急事態宣言解除後のJR大阪東口

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、またご遺族の皆様にご哀悼の意を表するとともに、罹患されている方々に心よりお見舞い申し上げます。読者の皆様におかれましても、同感染症に対する対策で大変な状況の方も多きことと拝察いたしますが、ご自愛のほどお祈り申し上げます。

2020年4月7日に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う緊急事態宣言が出されて以来、私たちは当たり前のように暮らしてきた日常から切り離され、聞き慣れない言葉や情報が飛び交う中での不安な生活を送っています。私たちといたしましては、今も困難な状況にある方々に思いを寄せて、できることから始めていきたいと思っております。その一環として、先の見えない新たな生活を送るすべての方々へ向けて誠心誠意、製品品質の向上に努めて参る所存です。ただ残念ながらどんなに嘆いても、どんなに祈っても今すぐには元の生活に戻る事はできません。収束を待つしかないのです。約100年前の1918年に流行したスペインかぜは、第2波、第3波と猛威を振るい、収束までに数年を必要としました。しかし、世界中で約5億人が感染したとされているこのウィルスも、現在では歴史の1ページにしかすぎません。今回の新型コロナウイルスも、いつかは必ず収束する日が来ることでしょう。その日が来るまで、ウィルス感染を正しく恐れて、共存していく世界と一緒に模索しましょう。感染症対策については、前代未聞のため誰も答えがわからず、手探り状態が現状です。次亜塩素酸水につきましても、各種報道機関の誤報や風評被害など、様々な障壁があり、万立としましても日々少しでも有効な手立てはないかと創意工夫の毎日です。これが最高の対策だとは断言できませんが、ウィルスの脅威と共存していくためには、今日現在考える中で最良の方法だと自負しております。多くの老健施設等で各種ウィルスの感染対策として実績のある、「次亜塩素酸水ウィツキル」を是非この機会に選択肢の一つとして、入れていただけると幸いです。皆様の今後の人生が限りなく豊かに、またステキな時間を取り戻せることを心から祈念いたします。

with コロナ *with* ウィツキル

いろいろ言われてきましたが、次亜塩素酸水は効きます！

— 技術で奉仕 —

株式会社 **万立**
まんりゅう

C O N T E N T S

〈ご挨拶〉

2020 年、新型コロナウイルス禍の大阪

一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会 会長 佐々木 洋信 2

〈特 集〉

新型コロナウイルス感染症に対する全国ビルメンテナンス協会の取り組み

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 会長 一戸 隆男 4

新型コロナウイルス感染拡大によるビルメンテナンス業界への影響と対策

マネジメント 21 松本 卓三 6

新型コロナウイルスへの取り組み

環境衛生薬品株式会社 赤尾 真一 14

エッセンシャルワーカーとは

一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会 講師 高橋 克昌 18

〈News〉

近鉄ビルサービスが国際規格 ISO41001 ファシリティマネジメントシステムの認証を取得 22

〈トピックス〉

アビリンピックあいち 2020 大阪地区選考会 24

〈OBM 委員会・部会活動報告〉

経営委員会 26

総務友好委員会 28

労務委員会 30

環境衛生委員会 32

公益・契約委員会 36

青年委員会 42

特別委員会 44

警備防災部会 46

設備保全部会 48

賛助会世話人会 52

〈KKC 通信〉

KKC 事業のご紹介 54

〈賛助会コーナー〉 56

「(株)ユーホーニイタカ」様「スイショウ油化工業(株)」様より目録贈呈 61

編集後記 62

2020年、 新型コロナウイルス禍の大阪



一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 洋信

本年度、「こみゅにけ〜しょんず」2020 新年号発刊時において、今年の7月の情勢を想像できたでしょうか。本来ならば、「東京オリンピック・パラリンピック」開催中であり日本中が明るい、楽しい話題で盛り上がっているところであり、また各地方でのイベント、お祭り、伝統的な行事も実施されて「日本の夏」を迎えていたところでしょう。

大阪では「天神祭」が開催され、大阪協会はビルメン神輿・清掃ボランティアで社会貢献、地域貢献として定着した活動をして参りましたが、今年は「新型コロナウイルス感染防止」の為、6月に「天神祭」の中止が発表され、全国各地で「自粛、中止」が広がり、隣の京都・祇園祭も中止になりました。

昨年の今頃の天候は「連日の猛暑」で「熱中症」が心配される時期でしたが、7月20日現在まだ梅雨明け宣言が出されていません。地球温暖化による異常気象の現れでしょうか。西日本は7月2日から異常豪雨に見舞われ、熊本県と鹿児島県そして6日から長野県、岐阜県など、河川氾濫、堤防決壊、土砂崩れなどが発生し、甚大な被害となりました。以前であれば被災地に全国からボランティア活動の皆様が駆けつけて頂きましたが、「新型コロナウイルス」の為、ボランティアの人数が少なく、復旧に時間が掛かっているようです。

「新型コロナウイルス感染」と「異常豪雨」で日本全体が今もまだ「非常事態宣言」状態にあると思われれます。

日本での「新型コロナウイルス感染」の始まりは2月初旬、横浜港到着のクルーズ客船から新型コロナウイルス感染者が発見され、次々と全国各地から感染者発生の報告が記されました。7月20日現在での感染者数は日本全国で2万4千名、全世界で1千445万名と発表されています。

今後は新型コロナウイルスによって社会が変化していくことは間違いなく、そして私たちの仕事、業務にも変化が生じ、対応に追われる日々が来ると考えられます。

OSAKA BUILDING MAINTENANCE ASSOCIATION

この様な状況下で一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会は2020年定時総会を5月27日に開催いたしました。「手指消毒、体温測定、密を避けての配置」を実施して、2019年事業報告及び決算の承認を賜り、また短時間での進行にご協力頂きまして、感謝申し上げます。

本年度の事業報告の中で、「新型コロナウイルス感染防止支援」として「手指アルコール消毒液」（サラヤ株式会社）、「次亜塩素酸水」（株式会社万立）、「サージカルマスク」を正会員様に、賛助会員様には「サージカルマスク」を提供しました。提供時期が少し遅れましたが5月初旬頃に「マスク」、6月「アルコール消毒液」、7月「次亜塩素酸水」を配布完了いたしました。正会員、賛助会員の方々からお礼のお言葉を頂きました。

今期、大阪協会は「大阪・関西万博に参加協力しよう」を目標に掲げ、理事全員が担当する「万博特別委員会」を設立し、大阪協会が「一致団結」して万博対応することが理事会において承認されました。

「2025年大阪・関西万博」のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」は「SDGs」が達成された社会をめざすもの、と大阪府が開催都市として取組む宣言をしています。

「万博協力」を踏まえて、大阪協会の委員会、部会活動では「SDGs・持続可能な開発目標」の全体内容を把握する為に資料の配布や講師を招いての講習会を開催し、後に協会としての「SDGsの取り組むゴール」を定めて徐々に活動を実施していきたいと思います。昨年では「環境衛生委員会」、「公益・契約委員会」、「経営委員会」が既に活動しており、協会会員皆様にも資料提供してご理解をいただきました。

最後に全国ビルメンテナンス協会はこの新型コロナウイルス禍において会員皆様にいち早く新型コロナウイルス関連の情報を「全国協会電子通知・メール」「全国協会ホームページ」などで提供しています。「補助金、助成金の申請のコツ」・「衛生用品（マスク、ガウン、グローブ）などの購入情報」そして「厚生労働省への要望書提出」をしまして、「医療従事者への慰労金」が認められました。申請方法が決まりましたらお知らせ致します。

大阪ビルメンテナンス協会は今回の新型コロナウイルス禍に必要な情報を提供し、会員皆様と一緒に危機を乗り越えていきたいと思っています。今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する 全国ビルメンテナンス協会の取り組み

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男

はじめに

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、あらゆる産業で事業活動の縮小や休止がなされており、これら施設の運営・管理を担う会員各位におかれても、業務の変更や縮小等の対応が迫られていることと存じます。また拡大を続ける同ウイルス感染から、従事者の安全・健康を守ることにもご尽力されておられることと存じます。感染リスクのある中で、社会の最前線に立ち環境衛生を支えていただいているすべての会員従事者の皆さまに感謝と敬意を表します。

2020年3月に政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の中で、ビルメンテナンス業は「緊急事態宣言下においても社会機能の維持に必要な職種」として挙げられています。コロナ禍において人々の生活と社会機能を維持すること、それを提供するビルメンテナンス従事者を守ること、この2つが全国協会としての最重要課題と捉え、取り組みを行ってまいりました。

国への要望と成果

全国協会では、国等に対して要望を行ってまいりました。主な内容は、事業者に対する営業補償、マスクなどの衛生用品の優先的な供給、従事者への特別補償、業務仕様変更に伴う費用負担の徹底、税制支援、雇用調整助成金の緩和、技能実習生制度緩和、コロナの労災認定など多岐にわたります。その結果、いくつかの要望が実現しました。※1

まず一つは「医療従事者慰労金交付事業」のビルメンテナンス従事者への拡大です。国は令和2年度第二次補正予算にて医療従事者に慰労金を交付することとしましたが、当初、この対象に外部委託事業者（ビルメンテナンス従事者）は含まれていませんでした。全国協会では、医療従事者がその役割をまっとうするためには医療施設が適切に管理されていなければならないこと、病院清掃の約9割は外部委託されていること、

業界として「病院清掃受託責任者」などで感染制御の観点で病院清掃の質を高めていること、などをもって要望した結果、外部委託事業者も慰労金の対象として含まれることが実現しました。

もう一つは「業務仕様変更に伴う費用負担の徹底」です。コロナ禍の影響により、維持管理業務の履行条件の変化等が生じた場合、仕様書等の変更を適切に行い、発注者として費用も見込むよう、厚生労働省より通知が発出されました（6月2日）。また同様の通知が総務省からも発出されています（6月12日）。

慰労金の続報や通知の全文等につきましては、全国協会ウェブサイト「マイページ」※2にて詳細していますので、ご登録のうえご活用をお願いします。

※2：全国協会ウェブサイト「マイページ」
<https://www.j-bma.or.jp/member-login>

※1：全国協会が実施した要望と提出状況

No	要望日	宛先	要望概要
1	20年3月5日	厚生労働大臣	営業補償、院内清掃従事者支援（衛生用品優先供給、従事者への特別補償）
2	20年3月31日	ビルメン議連	院内清掃事業者支援（衛生用品の優先供給、費用補助）
3	20年4月1日	厚生労働大臣	院内清掃事業者支援（衛生用品の優先供給、費用補助）
4	20年4月7日～10日	日本医師会・日本病院会・日本慢性期医療協会・労働者安全機構	院内清掃事業者支援（衛生用品の優先供給、費用補助）
5	20年5月2日	ビルメン議連	業務仕様変更に伴う費用負担の徹底、税制支援（法人税・消費税）、雇用調整助成金の緩和（休業範囲拡大、感染疑い休業補償等）技能実習生制度緩和（職種替え）、コロナ感染の労災認定
6	20年5月7日	厚生労働大臣	同上
7	20年6月5日	ビルメン議連	院内清掃従事者慰労金（3月5日要望の従事者への特別補償関連）

新たなニーズに対応するための技術的基盤づくり

コロナ禍の猛威に後押しされ、建物等の消毒ニーズは高まる一方です。ビルメンテナンス業界にも消毒の依頼が多数寄せられ、社会の期待を受けているところ です。

こうした社会ニーズに応えるために、全国協会は2020年度事業として「新型ウイルス感染防止防疫業務」を実施することとしました。

具体的には、病院清掃等で培った知見を基盤とした「環境感染制御」業務の確立と、これを実施できる人材を育成することにより、会員企業が各地域社会に「衛生的な新生活様式」を提供できる状態を作り上げることを目指しています。そのために次のような戦略をもって進めてまいります。

●戦略Ⅰ「検証プロジェクト」：科学的見地に基づく業務のスタンダード化

●戦略Ⅱ「資格プロジェクト」：環境感染制御技術者（仮称）の育成と資格化

●戦略Ⅲ「市場・補償プロジェクト」：地域社会への業務浸透と補償を兼ね備えた制度化

これらの進捗状況はご案内しますので、随時、全国協会ウェブサイト「マイページ」にてご登録・ご活用をお願いします。

会員企業、従事者を守る取り組み

このほか、会員に向けて「新型コロナウイルスに関する情報」を随時提供しています。国等が実施する対

コロナ施策（補助金、助成金、税制優遇等）や、全国協会が実施する支援策（感染拡大予防ガイドライン、衛生用品のあっせん等）を随時発信し、7月現在で約50報に及んでいます。

また、全国協会が実施する講習等については、集合講習による三密を回避すること、移動による感染リスクを低減すること、さらには受講の利便性を高めることを目的に、オンライン講習やe-ラーニングへの切り替えを進めています。具体的には、建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）講習、病院清掃受託責任者講習、第二種エコチューニング技術者資格講習会が対象となっています。

おわりに

会員各位におかれては、コロナ禍の影響のより経営面、労務面ともにたいへん厳しい状況におかれていることと存じます。しかし、コロナ禍において地域社会に「衛生的な新生活様式」を提供できるのはビルメンテナンス業界において、他に無いこともまた事実です。社会の期待に応えることこそ、私たちビルメンテナンス業の本懐であると存じます。

全国協会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の現場の最前線で活躍する会員企業、従事者の皆さまとともに、この未曾有の国難を乗り越えられるよう活動を行ってまいります。引き続き全国協会事業へのご理解・ご協力をお願いいたしますとともに、会員各位からのご意見等をお寄せいただければ幸甚に存じます。

新型コロナウイルス感染拡大による ビルメンテナンス業界への 影響と対策

～今、何が問題なのか、終息後にどう変わらなければならないのか～
(ビルクリーニング誌コロナ実態調査アンケート回答結果も踏まえて)

松本 卓三
マネジメント 21

2020 年 1 月から始まった新型コロナウイルス感染拡大が全国に広まり、国・都道府県・市区町村すべてが感染防止、医療体制整備等で大混乱状態となり、経済社会の停滞、働き方の大転換（在宅勤務、テレワーク導入などのワークスタイルの変化）が生じており、ビルメンテナンス業界も施設休業による従業員の自宅待機・作業中断、休業補償問題、清掃契約金額減少、解約要請などの多くの課題が出てきており、今後、年末にかけて事態がより悪化すると見られている。

今この時、コロナによる影響が、日本の経済社会、ビルオーナー、ビルメンテナンスに及ぼす現状・現実を整理し、今後予測される問題・課題を真摯に考察することが求められている。マスコミで喧伝されている「100 年に一度の危機」とか「世界恐慌をしのぐ」という文言は、決して誇張されたものではない。ワクチンの開発と量産の目途が、いまだにはっきりしないこと、まだ分からないことが多い新型コロナウイルスの解明も不透明であることなどからコロナ禍が短期間では収まらないであろうと言う観測が多い。また、二次感染の防止が非常に重要なことを明確に自覚し、認識することが重要である。

コロナ後の経済社会環境が否応なく変わることに、働き方、生活習慣が大きく転換することは間違いない。コロナ前の状態に戻ることはあり得ないことを十分に理解してもらいたい。

本稿は、2020 年 6 月末時点での、新型コロナによる経済社会へ与えた影響や、ビル経営業界やビルメンテナンス業界にもたらされている影響を整理し、解説するものである。

この時点で、新型コロナは、第一次感染が何時終息するのか？ 第二次感染は何時発生するのか？ ワクチンの接種は何時になればできるのか？など、見えてこない点が多すぎる。

上記の不明点が今後明らかになる状況によっては、本稿の解説、提案、提言に相異が起きたり、筆者の判断ミスが起きることは敢えて承知の上で、現段階でのビルメンテナンス業界への警鐘を鳴らしたいと考えて筆を執った次第です。

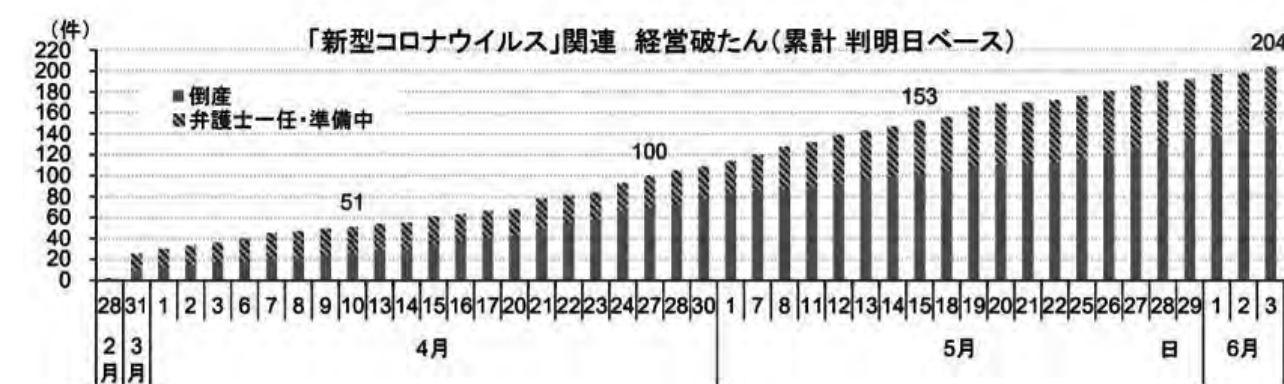
その 1 新型コロナ騒動による日本社会経済への影響

現在日本の社会、経済、雇用などで生じており、今後も発生しうる影響、課題の整理

1) 企業倒産増加、失業率アップ

- ①企業倒産増加（東京商工リサーチ調査：6～7月から一挙に増える予想）
 - ・倒産企業の業種：宿泊業、旅行業、飲食業、アパレル関係等に多い。
 - ・倒産理由：売上減、材料仕入難（中国生産品のサプライチェーン停止）、自粛休業（旅行、宿泊、飲食関連）。

・6 月 16 日でコロナウイルス関連倒産件数（負債額 1 千万円以上）が累計 294 件（6 月は 103 件）になったと発表（東京商工リサーチ）、規制緩和後も需要の回復が遅れ、かつガイドライン規制による売上減は続き、緊急融資も底がついて資金繰りに行き詰まる例が増えて、倒産ペースが加速する恐れがあるとの観測がある。



新型コロナウイルス関連の経営破綻数の推移（東京商工リサーチ「新型コロナウイルス関連倒産状況」）

- ②大量の失業者発生：（野村総研 木内氏予測：ダイヤモンド誌より）
 - ・4 月の完全失業率は 2, 9%（3 月末 2, 5%）、失業者数 197 万人
 - ・会社倒産、レイオフ、雇止め、派遣切りにより正規・非正規社員問わず解雇されて大量の失業者が発生する可能性は非常に高い。
 - ・4 月はコロナによる休業者が急増（正規：前年比 113 万人、非正規：同 240 万人）。
 - ・今回の景気悪化は、リーマンショックを上回る可能性が高い。その場合、失業率はピークで 6.1%に達する（失業者 265 万人）。失業率は戦後初めて 6%台になる。
 - ・加えて隠れ失業者（自粛による休業者—517 万人推定）を入れると失業率は 11, 3% に達す

ると推定されている（歴史上では 10% 越えはなかった）。

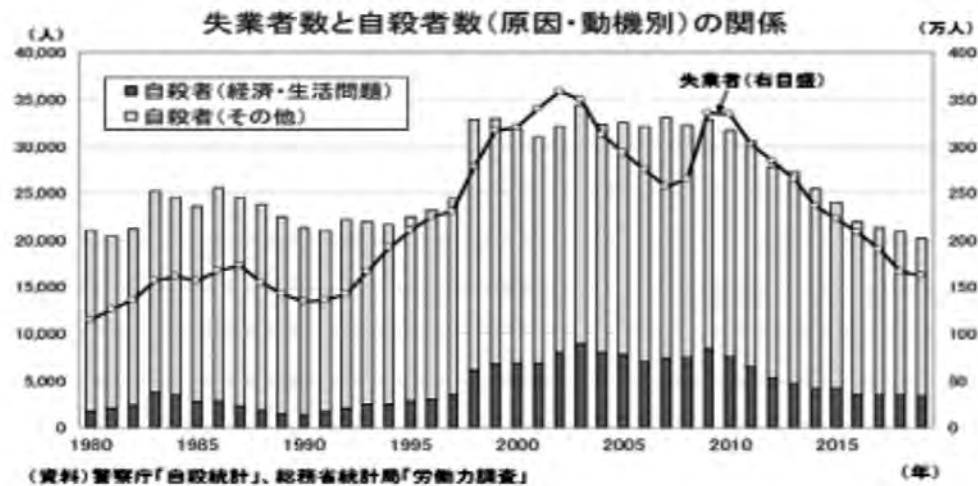
・5 月の有効求人倍率は 1.2（前月比▲ 0.12 ポイント）となり、先行きも大きく減少する可能性が高く、失業者の増加にともない求職者数の増加が更に見込まれるので、有効求人倍率は 1 倍を割り込む可能性もあるだろう。

また、政府の企業支援策（持続化給付金や雇用調整助成金など）の効果を見込んでも「失業率は年末ごろに 4%程度まで上昇する」との予測もある（ニッセイ基礎研究所斎藤氏レポート）。

- ③失業率の上昇は、自殺者（経済的な死者）の増加につながる。

下図の警察庁データで分かるように、日本の自殺者数のピークは 2003 年の 34,427 人（うち「経済死：

経済・生活原因の自殺者」8,897人）だが、その時期は失業者数ピーク（2002年 359万人）とほぼ一致している。



2) 経済回復の遅れ：四面楚歌状態 （輸出・輸入、個人消費、設備投資）が続く

- ①実質GDP成長率は2019年度が▲0.1%、2020年度が▲4.1%との予想であり（ニッセイ基礎研究所）、政府の緊急事態宣言で2020年4-6月期はさらに悪化する見込み。108兆円の緊急経済対策は、雇用維持と事業継続が中心となるが、需要の落ち込み対策としては十分ではない可能性があり、追加対策が必要となろう。
- ②インバウンド消費が2～3年間戻らないとの予測（星野グループ星野氏）、旅行、航空、宿泊業に悪影響が続くが国内旅行の需要喚起を期待。
- ③GDPの半分以上を占める個人消費が1～3月で低下しており、4～6月は前年比▲5.6%と予想されており悪化は避けられない。全体的な経済V字回復は非常に厳しい。
- ④今回の新型コロナウイルスによるダメージはリーマンショックよりも経済活動全体（輸出入、設備投資、個人投資、サプライチェーン）に悪影響を与えたので、ダメージは、より広範囲にわたり、回復の時間はさらにかかるとみられる。

3) 国・地方自治体の税収大幅減少

- ①国税・地方税、各社会保険料の減免・猶予による税収大幅減少が、来年以降の増税、公共料金値上げ及び行政サービスの低下につながる。
- ②財政難により、入札延期、予定価格減額、指定管理料の値下げ要求がおきる。
- ③国のコロナ禍対策の事務作業（給付金、支援金処理）で臨時人件費の出費が大きくなり、ますます財政を圧迫することになる。

4) テレワーク導入促進による働き方の変化が 影響する不動産市場

- ①緊急事態宣言によりテレワーク、在宅勤務が始まり、オフィスにワーカーが居なくなり、通勤時のラッシュがなくなり、東京の主要駅近辺のオフィスは通勤者が極端に減る現象が発生した。
テナントはスペース返却や他ビルに移転するにも、賃貸契約が6か月前予告制度のため当面は空いているオフィスでテレワークとのハイブリッド型働き方を模索中。
- ②その間にテナントからビルオーナーへ50%賃料減額要求が増加しており、ビル内の飲食店テナントは

売上ゼロ状態での家賃下げ交渉を始めているが難航している。

- ③中小ビルオーナーはテナントの退去を防ぐためにもゼロ回答が難しい状況で10～20%程度での交渉がギリギリの回答となっているようである。
- ④この状況下で、各企業が新卒採用を絞り始めており（住友商事、JALが2021年採用中止の例）、結果として他企業も同調して新卒削減、採用中止が増

- えてオフィスの需要が減ることが予想されている。
- ⑤中心部オフィス需要減少、解約増とオフィスの郊外分散化の傾向が増えていく流れ
⇒9～11月頃に都心部、市内中心部のビルの空室増加（6か月前解約予告制度）
 - ⑥職住近接型の郊外サテライトオフィス、リモートオフィスの需要が増える。

その2 コロナ禍によるビルメンテナンス業への影響

1) 施設での感染者発生の場合

- ①オフィスワーカー、清掃スタッフ等の全員のPCR検査、施設消毒・除菌作業などで、長期間の施設閉鎖が生じる。
- ②ビルメンスタッフは作業休止で自宅待機となり休業手当の対象となる。

2) 顧客の建物、テナント店舗が、休業が閉鎖になって作業休止となる場合

- ①官公庁施設のケース：スタッフ自宅待機、休業補償・指定管理料減額問題。
- ②民間物件のケース：飲食店舗は契約停止、休業補償は厳しい。

3) 顧客のテレワーク導入による影響

- ①ビルのワーカー減少によりオフィス面積減が清掃作業量の減少になり、清掃スタッフは休業が自宅待機となる ⇒ 清掃金額改訂交渉、休業補償は厳しい
- ②作業休止によるスタッフの自宅待機問題：休業手当60%（法定）、ビルメンは当初100%支払う予定だが、資金繰り状態により70%以下にもなり、政府の雇用調整金の90%給付申請するが、入金までの3～4か月の資金繰り問題が発生する
- ③顧客からの休業補償：民間からは期待薄だが、官公庁は交渉余地あり（厚労省通達）
- ④現状では、日常清掃は休業、作業時間短縮要求が

多く定期清掃は中止が多い。

4) ホテルベッドメイクへの影響

- ①インバウンド客主体のホテルの倒産が増加、他ホテルも稼働状態も悪化が続く。
- ②一般ホテルも最低保証部屋数は中止、出来高払い制へ、清掃スタッフ数の調整と雇用維持と休業補償問題か、リストラかの選択問題。
- ③インバウンド観光客は2～3年は元に戻らないので、国内旅行者向けに、方針転換を進めているホテルを優先して営業フォローする。

5) 病院メンテナンスへの影響

- ①来院患者・入院患者減、手術数減などによる医業収入大幅減による経営苦境化。
- ②コロナ感染患者受入れ病院全国339病院中、265病院（78%）が赤字となっている（全日本病院協会などのデータ）。このまま国が救済措置を実行しないと倒産は不可避となり、二次感染の時には、本当の意味で医療崩壊が全国で起きてしまう。
- ③厚労省はコロナ診療には特別に診療点数をアップしたが、外来患者・入院患者が減少して医療収入が減っていくことになり、政府は追加の資金支援策を早急に講じるはずである。厚労省が昨年9月再編・統合を公表した公立病院もコロナ感染対策で大きな貢献をしたとの総理答弁により2～3年は

赤字でも存続は担保される見通し。

ビルメンとしては、感染に注意するとともに、顧客病院の経営数字はよくウオッチしておく必要がある（外来患者数の変化等）。

- ④二次感染に備えるため、消毒・除菌作業依頼が増大するので、ビルメンも技術・ノウハウを取得する必要がある。

6) 求人・雇用問題への影響

- ①人材募集の手ごたえは良くなりつつあるが、現場では人数に余裕が出るという矛盾が発生しており、コロナ終息後、現場が元に戻るのか、契約内容がどうなるのかが、不確実であり、従業員をどの程度キープすべきかが見えない。
- ②人材募集には良いチャンスだが、先行きの必要人数が不透明で募集が難しい。
- ③休業で自宅待機スタッフへの休業補償と現場復帰への対応策が求められる。

7) 消毒・除菌作業依頼増加:

- ①病院に限らず、オフィス、店舗の消毒・除菌作業の依頼が増えているが、大手ビルメンは断るか、専門業者の紹介に留めている。
- ②重要顧客からの断れない作業依頼に対応する必要があり、外注が手一杯なので自社作業に着手するケースが出てくる。上記通り技術習得する必要あり。



その3 コロナ禍によるビルオーナーへの影響

- ①テレワークを各企業が試行の結果、メリットありと評価されている（50～60%が継続可能とのアンケート結果）一方、中心部のオフィススペースに無駄が指摘され、テナントが賃料減額を要求する事態が発生。
- ②本社オフィスの存在意義への疑問が、契約変更、解約につながる。郊外のサテライトオフィスの機能性・有効性の評価が上がり、在宅勤務の限界も認識された。
- ③この変化の中でビルオーナーは、立地条件の良いビルでも収益が悪化し、その代わりに共益費（特に清掃費用）の見直し、減額をビルメンに要求し始めた。
- ④不動産業界は、テレワーク導入により多くのオフィスビルのスペースが余る状態となり、企業の雇用方針も先行き不透明となり、オフィス需要が減少しつ

つある。

- ⑤コロナの影響により、ビル経営やビル投資も変化していかなざるを得なくなる。
- 従来のビルの経営要素であった立地条件の良さ、ワンフロアの規模やテナント業種よりも、ビルの衛生安全性が第一義となってくる。今後は、テナントがビルを選定する条件の一つに「オフィス環境の衛生と安全」が、賃料、立地条件と並ぶ要素であることをビルオーナーは、コロナの影響により、十分認識するようになっている。
- 又、オーナーの関心は、テナントのみならずテナントのワーカー個人の環境満足度が要求されてくると考えだしてくると思われる。すなわち、ビルの価値観が大きく変化しており、この状況は長く続くと思われる、不動産ビジネスも変化が迫られている。

その4 コロナ終息後のビルメンビジネスモデルの パラダイムシフトの必要性 （これまでのビルメンのあり方を「ちゃぶ台返し」する必要がある）

1) 経済社会の環境変化、オーナーの変化 に応えるビルメンの新ビジネスモデルの 提供

- ①この12年間でのビルメン業界を取り巻く大きな環境変化（インターネット普及、リーマンショック後の不況、消費税アップ、最低賃金上昇、人手不足激化、AIとロボット導入促進等）の影響によるダメージを経験してきたが、ビルメンの仕事の進め方（ビジネスモデル）は、大きく変わることがなかった。
- ②ところがコロナは、過去の日本での感染症惨事と同様に、社会を大きく変化させるのは間違いなく、上述の環境変化のダメージとは比べようもない重大な事態となる。
- コロナは、顧客もビルメンテナンスの両者に大きな被害を与え、これからも与え続けると見られていて、これによる損害・損失を元に戻すには、これまでのやり方、考え方では不可能であり、まったく新しいビジネスモデルが求められる。
- ③コロナ禍により社会経済活動も大きく変わり、今後も継続するのは間違いない。例えばオンラインによる仕事（テレワーク）、教育、医療（オンライン授業・診察）、買物（EC）、娯楽（VR）が、今後もコロナを契機に増加していくのは間違いない。
- ④先述通り、ビルオーナーもテレワーク促進によるテナント面積減少やテナント撤退や自粛休業閉店など過去に経験したことのない劇的な変化のリスクにさらされている。
- すなわち、ビルオーナーもビルメンテナンスも今までのやり方を変えて、新しいビジネスモデルを創り上げないと、コロナ後に生き残れない。
- ⑤企業にとってもテレワークによる家賃、光熱費、交通費などの固定費が削減できるので、社員のテレ

- ワーク環境整備投資に還元しても、経費は大きく削減できるデータを把握できて、数字で表せない社員のモチベーションやメンタルヘルス面を検証していけば、今後もテレワークは更に促進されていくであろう。
- ⑥結果として都市部でも空室率が高くなり、ビルが余剰となり、中小ビルオーナーの倒産も発生するリスクにつながるので、建物はオフィス以外での用途変更が必要となる。
- ⑦不動産投資も、郊外のサテライトオフィス、シェアオフィス投資に向かうであろう

2) ビルメンビジネスの大きな変化が求められる（パラダイムシフト）

- ①ICT、AI、ロボットによるビルメンサービス内容の変化への対応が必要になる環境変化の中で、相変わらず仕様書に従った作業で顧客の納得、満足感は得られるとする時代は終わっている。
- コロナによるテレワーク導入の結果、企業における「印鑑」がデジタルハンコの出現による事務処理の効率化、生産性上昇が可能となった。日本の企業社会での印鑑の存在は必要不可欠のものであり、官公庁の書類の印鑑数の多さが従来から商慣習であった。
- その概念がデジタルハンコの出現となり、テレワークの普及で大転換したのである。
- ビルメンが長い間使ってきた仕様書もハンコと同じである。必要であった仕様（毎日のオフィス清掃）が、テレワークによりオフィスの汚れ、清潔な品質にオーナーやテナントは仕様通りでなくても十分働く環境は維持できていると気づきだした。
- ビルメンは、新しい仕様への考え方、仕様内容と

環境美観の関連性を、ビルオーナーに提示していく時代になっていく。

②オーナーの意識、認識が変化してきたことを理解した上で対応策が求められている。

・ビルメンのビジネスモデルがこの数十年間変わっていない（仕様通りの清掃作業）。

・仕様書通りの清掃への疑問が出てきた（毎日の清掃は必要か？3日に1回でも変わらないのでは？美観は変わらないのでは？ロボット清掃で床清掃は大丈夫では？）。

・オーナーから見るビルメンの存在価値・存在意義は何かをビルメン自身で考えて示す。

・ビルメンからデータ提示による科学的な分析や提案を実行する。

・オーナーには、IT、AIとロボット導入時でのビルメンの対応策が見えない（雇用情勢の変化、オフィスビル構造・レイアウトの変化、オフィスの働き方変化）。

・オフィス環境の重要性（美観・衛生状態に加えて照明・空調の最適設計、EV・トイレの混雑可視化）が求められるビル経営手法を、理解し、対策案を提示する

その5 提言 ～パラダイムシフトで何を考え、どう行動するか～

1) ビルメンビジネスモデルの パラダイムシフトとは？

① 50 年間やってきた仕様通りの清掃の考え方を転換し、作業計画を変える

オーナーから示された仕様書を守ること、ビルメンは従来通り仕様書に従って清掃する方法を長年続けてきた慣習を当然のこととしてきた。ある意味、仕様書はオーナーにとってもビルメンにとっても、慣れ親しんだ便利で分かりやすい作業方法ではあった。加えて仕様書に代わる作業方式が見出せなかった（見出そうとしなかった）。

今回のコロナ感染拡大により、ビルの環境美化や清掃のあり方への考えが変わってきた（変わらざるを得なかった）。すなわち、仕様通りでなくても人の働く空間として大きな問題はなく、毎日清掃しなくても、環境の美化は許容範囲に入ることを、そこで働く人たちやオーナーが認識することになった。

オーナーの考え方は、コロナショックで大きく変わりつつあり、個々のビルに適合する新しい清掃の

考え方（満足できる品質維持の清掃頻度と適正価格）をビルメンに求めてくる。オーナーが求める清掃と、それにビルメンが適応できる清掃について十分話し合い、オーナーと合意するやり方でないと、オーナーとの契約関係は守れなくなる。

もう、元の仕様による清掃のやり方には戻れない、仕様方式に代わる新しい清掃のやり方を創り出さねばならない。

②「Cleanliness & Sanitation」（清潔と衛生）の考え方に戻る

コロナ第一次感染が終息し、「With コロナ」時代に入るときに、ビルメンは新しい概念の清掃システムを創り上げることが求められる。それは30年前から提唱されていた「Cleanliness & Sanitation」（清潔と衛生）の考え方である。具体的には、「清掃作業＋予防消毒除菌作業」が標準的な日常の清掃となり、特別清掃（床洗浄のような周期的清掃、ごみ・汚物・水溜まりの処理のような突発的清掃）が定期清掃の代わりとなる。

従い、消毒・除菌作業は、感染病室の作業とは異なり、予防的な軽度の消毒・除菌作業となる。施

設別の Cleanliness & Sanitation の作業マニュアルが必要となる。

ビルメン各社は、標準清掃の一環として予防的な消毒除菌作業のシステム（薬剤、資機材、スタッフの安全作業衣など）を構築する必要がある。

With コロナの時期では、ビルオーナー・テナントは、オフィスや空間に対しては、美観（きれい）だけでなく、衛生（安心・安全）を求めるのは当然であり、ビルメンとしては衛生技術を磨くことにより、信頼され、満足度の高い清掃企業とも見なされることになる。

③AI、ロボットの進歩で、ヒトによる清掃から技術・システムでおこなう清掃に変わる

オーナー側から、AIによる合理的な清掃システムのデータが出される時代も遠くなくビルメン側も、AIによる清掃見積り作成が実現することになる。ロボットによる清掃により清掃スタッフ人数は減少し、ビルメン現場の人手不足は解消する。

④テレワークの定着化と高速通信5G（大容量、多接続、高速性）の時代となる

ビルメンの営業や業務管理のスタッフも、5GスマホでTV会議、現場点検、報告・連絡・相談が社外でも可能となるので、オフィスでの事務、現場訪問・チェックも減ることになり、業務の生産性が上がり、ビルメン本社・支店の管理担当者は、以前よりも多くの現場管理が可能となり省人化が進む。

⑤各企業ではIT業界のようにスモールオフィス化、サテライトオフィス化が進む。

本社オフィスは「エアポート機能」と位置付けられ、コミュニケーションとコラボレーションのために集まる施設となり、仕事は会社が契約したサテライトオフィス、SOHO オフィスやコワーキングスペースで実施すればよいことになる。

2) ビルメンは適正規模の戦略的な 縮小均衡を図る

今回のコロナ騒ぎによって、契約金額減少、スタッ

フ自宅待機、契約解消などの予期せぬ事態が生じた結果、オーナーやテナントのメンテナンスへの考え方、要望が過去になかったほど変化するのは間違いない。

その中で **2021 年 4 月からのビルメン経営の重要な要素は適正な経営規模である。**

顧客数（契約数）、従業員総数（正社員、非正規社員合計）、本社人員数、売上・利益高などは、以前に戻ることはないことを自覚し、無理をせずに適正に均衡させるという視点での経営方針に切り替えることが必要になってくる。

リーマンショック時は、減少した売上・利益を回復させるために無理な営業方法が多くなり、見積金額を下げることや、赤字でも売上アップを狙うことが見られたが、結果的に人手不足で苦しんで、営業利益が下がり、経営苦境になった体験を忘れてはならない。

今回のコロナ禍による影響、課題を洗いなおして、契約継続の顧客の数と現場数及び守るべき清掃現場の総面積、それに必要な従業員数を計算して（余剰人員は抱えられない）、均衡と縮小を行い、それによる生き残り戦略を構築する必要がある。

余剰人員は抱えない、現場の重要度を分別し、顧客レベルを区別することになる。

コロナ以前には戻らないし、戻せないことを認識し、どの規模で生きていくか？ 経営目標を何に設定するか？を厳しく考え抜く必要がある。

このパラダイムシフトはビルメン創業以来（50 年前）初めての業界の大きな転換点になる。

コロナにより社会システム（経済・生産・消費・教育・通信・インフラ）の変化が起きる。世の中が大きく変わるので、これまでの考え方では通用しないことに早く対応することが、ビルメンビジネスのパラダイムシフトになり新しいビルメン業態に変わる。

「新型コロナウイルスへの取り組み」 ～北里柴三郎先生の「結核退治絵解」に学ぶ～

赤尾 真一
環境衛生薬品株式会社



北里柴三郎先生考案
「結核退治絵解」(部分)

学校法人北里研究所より贈呈された北里柴三郎先生考案の「結核退治絵解(1913年)」が展示されています。当時、不治の病として恐れられた結核の予防・治療を啓発する目的でつくられた絵図で、結核は結核菌による感染症で、ここには感染経路、感染原因、症状、治療方法、予防方法が書かれています。

「新型コロナウイルスへの取り組み」 ～北里柴三郎先生の「結核退治絵解」に学ぶ～

1. はじめに

2019年末に発生した新型コロナウイルス感染症は世界各地に広がり、現在のところ、終息の目途は立っておりません。

新型コロナウイルス感染症はCOVID-19(2019年に発生した新型コロナウイルス感染症)と呼ばれ、SARS-CoV-2というウイルスが原因で引き起こされます。国は、2020年2月に、この感染症を感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定しました。

指定感染症とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)。検疫感染症とは、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3項)で、指定感染症、検疫感染症に指定された場合、期間限定ではありますが、実施可能となる措置として、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供、医師による迅速な届出による患者の把握、患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)、質問、診察・検査、消毒、建物の立ち入り制限等となります。また3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなされたことで、外出自粛の要請等の措置も加わりました。

2. 検査について

現在、新型コロナウイルスの検査方法にはPCR検査、抗原検査、抗体検査があります。

PCR検査はウイルスの特定の遺伝子を調べる方法で今現在感染しているかを知ることができ、一番精度

の高い検査方法です。抗原検査は特徴的なタンパク質(抗原)を調べる方法で、今現在感染しているかがわかりますがPCR検査と比べると精度が落ちます。抗体検査は感染した後に体内で作られるタンパク質(抗体)を調べる方法で過去に感染したことがあるかを知ることができます。PCR検査と抗原検査は鼻咽頭のぬぐい液や唾液で調べますが、抗体検査は血液による検査となります。それぞれ検出精度や検査時間が異なるため、検査の特性を踏まえて活用する必要があります。

3. 感染症拡大防止の取り組みについて

新型コロナウイルスの感染経路の主なものは、くしゃみ、せき等による飛沫感染、くしゃみやせきを手で押さえた後、その手で周りの物に触れ、他の人がそれを触りウイルスが手に付着し、口や鼻を触ることによる接触感染があります。また、閉鎖空間で、多くの人が集まるような環境、近距離で会話するような環境では、咳やくしゃみなどによらなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

感染症対策(消毒)を業務としている弊社では、これらを踏まえ、新型コロナウイルスに感染しない対策として次のような取り組みを行っております。

a. 各個人が新型コロナウイルスの感染源にならない対策をとること。

- ・手洗い、手指消毒(70%アルコール)、うがいを徹底すること。(うがいができない場合は水を飲む。)
- ・毎朝検温し記録すること。(37.5度以上熱がある場合は会社に報告し出社の良否を上司に確認をとる。)
- ・公共交通機関や多くの人が集まる公共施設の使用の際は必ずマスクを着用すること。
- ・家族や同居人にも同じ対策をとってもらうこと。

**b. 社内で新型コロナウイルス感染予防の対策を講
じること。**

- ・会社の出入りに消毒剤（70% アルコール）
を設置し、来客時の手指消毒の協力を求める
こと。
- ・社内に戻るときは手指消毒（70% アルコール）
行う事。社外で使用したマスクを社内で使用
しないこと
- ・職場を2時間毎に70% アルコール又は次亜
塩素酸ナトリウム1000ppmで消毒すること。
社内への出入りロドアの取っ手やスイッチ類の
共用部分を清拭する。
来客用のスリッパはしばらくの間、数を制限し
消毒しやすくすること。
また、消毒実施の記録を残すこと。
- ・ドアや窓を解放し換気を行うこと。

**c. お取引先で新型コロナウイルス感染予防の対策
を講じること。**

- ・アルコールを携帯し訪問前後に手指消毒を行
うこと。
 - ・マスクを着用すること。
- この他、最近ではリモート会議の取り組み等

を実施しております。

4. いつまで続く

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の終息のひとつの目安と
して、全国民の6割程度が抗体を獲得する必要がある
とのこと。これを実現するにはワクチンの開発
が必須で、現時点で100種類以上のワクチン開発が
行われ、約20種類が臨床試験を行っているよう
です。実際使用可能になるには相当な時間を要すると思
われ、今の状況はまだまだ続くと考えられます。その
ために自己のみならず他人への感染を防ぐ対策を引き
続き講じる必要があります。国が呼び掛けている感染
対策を是非励行してください。

5. 最後に

京都の関西文化学術研究都市に立地している弊社
研究所の関西学研ラボラトリーには、学校法人北里
研究所より贈呈された北里柴三郎先生考案の「結核
退治絵解（1913年）」（写真1）を展示しています。
当時、不治の病として恐れられた結核の予防・治療を
啓発する目的でつくられた絵図です（写真2）。結核
は結核菌による感染症で、ここには感染経路、感染



北里柴三郎先生考案の「結核退治絵解（1913年）」（写真2）

原因、症状、治療方法、予防方法が書かれております。
特に、感染経路には飛沫感染や接触感染、感染原因
には密集や夜の街、予防方法には消毒、換気、国民
全員で対策することが書かれており、今の状況とほ
ぼ同じ内容となっております。

そして「結核についての知識のない者は結核に捕ら
われ自己の身命を失い、その上、他人にも禍害を及

ぼします。しかし吾等は之を防ぎ之を滅する方法を
知っております。結核のことをよくわきまえたものは
少しも恐れるに及びません。」とあります。

私達も北里柴三郎先生の教えに学び、新型コロナ
ウイルスについての知識を深め、身勝手な行動を
慎み、みんなで対策していきましょう。



関西学研ラボラトリーには、学校法人北里研究所より贈呈された北里柴三郎先生考案の「結核退治絵解（1913年）」を展示（写真1）

ESSENSHARU WORKER

新型コロナウイルス感染防止の取り組み

エッセンシャルワーカーとは

一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会

講師 高橋 克昌



定員 5 名のエレベータ

7 月初めビルクリーニング研修の冒頭「エッセンシャルワーカーという言葉を知っていますか？新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、洋式トイレでは蓋を閉めて汚物を流すよう表示するということを聞いていますか？」と質問したら受講生全員が、「エッセンシャルワーカーもトイレのふたを閉めて流すよう表示する、ということも全く知らない、聞いたこともない」ということでした。

全国ビルメンテナンス協会の HP、ビルメンテナンス誌、ビルクリーニング誌、ビル新聞等ビルメン業界関連の媒体の何れを見ても、「エッセンシャルワーカー」という言葉は見当たらず、毎日更新される内閣府他の省庁や自治体のホームページ、又は TV、新聞等の報道を、目をさらのようにして見・聞きしていない限り、気付かないのかもしれませんが。

「パンデミック・クラスター・オーバーシュート・ロックダウン・ソーシャルディスタンス・リモートワーク・エッセンシャルワーカー」等々、コロナ禍で様々な新しいカタカナ語が登場し分かりにくいという人も多くいます。

「エッセンス」という言葉は耳にしたことがあると思いますが、エッセンシャル (essential) は形容詞で、英語で「必要不可欠な」を意味するエッセンシャルと、労働者のワーカーを組み合わせた言葉を「エッセンシャルワーカー (生活必須職従事者)」と言います。

在宅勤務のできる「テレワーク」に対して現地、現場で新型コロナ感染のリスクのある「エッセンシャルワーカー」が今、敬意をもって注目され始めています。

3 月 28 日に政府が「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が発表し、4 月 7 日の緊急事態宣言発令に合わせ「同方針」を改正、新たに「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として 7 つ例示されました。その中で④企業活動・治

安の維持に必要なサービス (ビルメンテナンス、セキュリティ) として明示され、警備員を含めビルメンテナンスの現場従業員が「エッセンシャルワーカー」に該当することが分かります。

只し、ここでは 7 つの社会の安定の維持に従事する従事者を「エッセンシャルワーカー」と名付けているのではなく、後日マスコミが「エッセンシャルワーカー」と呼び始めたものです。清掃従事者・警備員共にエッセンシャルワーカーであるとの意識をもたないと、感謝されているということが分からないと思います。

4 月 7 日には米政府は医療、エネルギー、通信、農業、食品などの分野で社会を支える人々として、新型コロナウイルス感染症の拡大で、感染リスクと闘いながら誇りを持って命と暮らしを守る仕事に向き合っている、その重要性が再認識されています。

日本でも安倍首相が 4 月 17 日の記者会見で電力や鉄道、ごみ収集などの職種を上げながら感謝の言葉を述べました。省庁でも大臣が感謝のメッセージを発しています。

～すべてのエッセンシャルワーカーの皆様へ 感謝のメッセージ～ (国土交通省)

未曾有の新型コロナウイルス感染症の拡大の中、国民の皆様のいのちと暮らしを守り、わが国の経済を支えるために、ご自身およびご家族の感染リスクと大きな不安の中、我が身を顧みることなく献身的に尊い使命と責任を果たしていただいているすべてのエッセンシャルワーカーの皆様へ、心から敬意と感謝申し上げます。

以下略

さらに、コロナの治療に当たる医療従事者に感謝の意を込め、夜間にブルーのライトアップをしたり、5 月 29 日には航空自衛隊のアクロバットチーム「ブルーインパルス」が都心上空を飛行したことも記憶

に新しいことです。

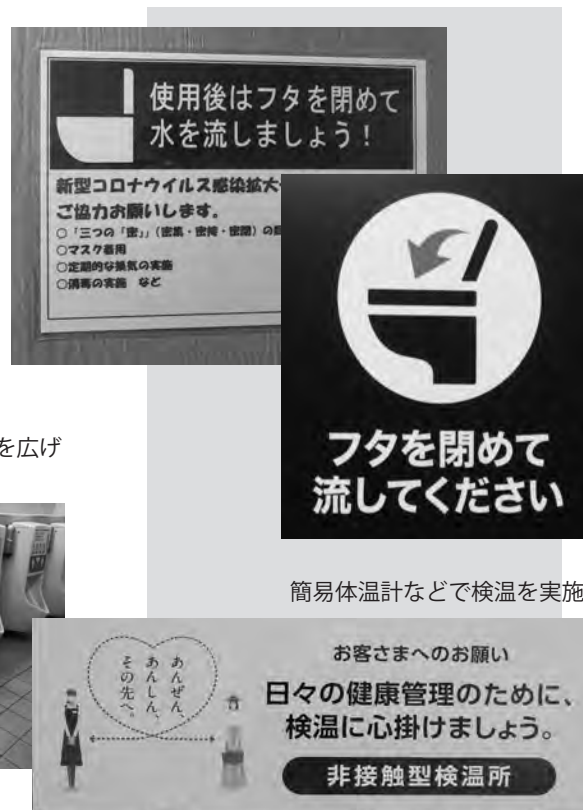
コロナが収束するまで、「エッセンシャルワーカー」について新聞、TV などに取り上げられるこ

とがあると思いますので、気を付けて見てはどうか
と思います。

**注）「トイレの蓋をして汚物を流す表示をする」の根拠文書
「業種ごとの感染拡大予防対策等について」の中の記事（抜粋）**

トイレ（＊感染リスクが比較的高いと考えられるため
留意する）

- ① 便器内は通常の清掃で良い。
- ② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ⑤ ハンドドライヤーを止め、共通のタオルは禁止する。



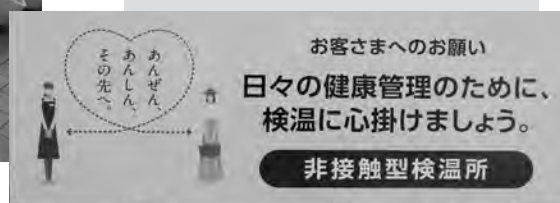
エスカレーターは
5段開けて乗降



便器は1台開けるなど間隔を広げる
(男子小便器)



簡易体温計などで検温を実施



（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障がい者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障がい者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）

近鉄ビルサービスが 国際規格 ISO41001 ファシリティマネジメントシステムの 認証を取得

日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）の定義「ファシリティマネジメントとは、社会の変化と新しい企業環境に対応して、経営的視点に立って建築等の施設類を有効・適切に計画・整備・運営・管理し、ダイナミックな企業活動の展開に貢献する全体的な取り組み。」これをシステムティックに科学的手法によって実践するところに特徴がある。この定義では企業にとって FM とは何かが簡潔に要約されている。



左：株式会社日本環境認証機構（JACO）代表取締役社長 立上 和男 様
右：近鉄ビルサービス株式会社（KBS）取締役社長 内藤 博行

近鉄ビルサービス株式会社（本社：大阪市、取締役社長 内藤博行）は、令和2年2月25日、株式会社日本環境認証機構（JACO）において ISO41001 の認証を取得しました。

また、令和2年3月4日、認証登録証授与式を執り行いましたので、お知らせします。



近鉄ビルサービス株式会社
国際規格 ISO41001
ファシリティマネジメントシステム認証取得

近鉄ビルサービス株式会社（以下当社）は昭和48年の創業以来、お客様のビジネスパートナーとして戦略的なビル経営の推進を目指してまいりました。折しも近年のビル経営を取り巻く環境は「単なる所有」「単なる管理」ではなく「資産として活用する」へ変貌してきており、当社におきましても企業としての生産性向上だけではなく、環境配慮、働き方改革、近年頻発する激甚災害、パンデミックを引き起こす感染症など、これらに対する防災、減災対策を講じることがファシリティマネジメント（以下「FM」）に求められる喫緊の課題となっています。

このような環境のうねりの中、ISO から FM に関する国際規格 ISO41001 が 2018 年 4 月に発行され、当社としても「お客様のファシリティを総合的に管理・評価し、周辺リスクの回避または極小化に努め、資産価値の維持向上に貢献しながらお客様のベストパートナーを目指す」という理念実現のために、認証取得に向け全社を挙げて取り組んでまいりました。

このたび認証をいただいた FM とは、お客様との密な連携のもと、ビル内従業員・利用者の満足度アップを図る最適なサービスの提供と、適切なリスク管理、環境配慮などへの取り組みが必須となり、お客様資産の価値向上に向けた広範囲な機能が求められます。

Keeping（維持します）the Best（最高の）Satisfaction（顧客・従業員満足を）
（当社の通称 KBS の頭文字）

を当社の FM テーマとし、創業以来培ってきた高度な管理技術とノウハウを ISO41001 規格に沿って業務プロセスを構築し、ファシリティの持つ資産をトータルに活用しながら持続可能で FM マインドに根ざしたファシリティ本来の健康な状態を作り上げ、顧客・従業員満足の向上に繋げていくと共に、来るビッグイベントに備えるべく、グローバルな視点から業務品質の更なる向上を目指します。

取得規格の概要

審査基準規格	ISO 41001:2018
登録番号	DC19J0001
登録	2020年2月25日
適用範囲	本社（総務部、業務推進部、大阪第一事業部）、 上本町YUFURA（大阪第一事業部担当）
対象ファシリティ	上本町YUFURA
対象業務	ビルメンテナンスの総合管理（設備保守・清掃・環境衛生・保安警備・ 駐輪整理・案内・植栽・廃棄物管理）

本リリースに関するお問い合わせ先
近鉄ビルサービス株式会社 業務推進部 部次長：井上、担当：中路
TEL 06-6211-2085 FAX 06-6211-2190

経営委員会活動報告

委員長 脇阪 康弘

経営委員会は「企業力の向上」を年間テーマとして取り組んでいます。毎月の定例会議では、一般議題とともに、今年度よりSDGsへの新たな取り組みを行なう事を決定し、活動を開始致しました。またBCP策定講座の内容や、マナー研修指導者養成講座の内容調整並びに講演会の開催につきましても引き続き推進しております。大阪府との災害協定締結については、昨年11月11日に大阪府庁にて大阪府と一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会との災害協定締結式を無事完了致しました。

I. 月例会議の開催

毎月第4火曜日を基本として月例会議を開き、①全国協会からの通達文書の仕分け、②大阪協会理事会での審議事項を確認しています。

さらに前文でも述べた、SDGsの新たな取り組み、講演会の開催、BCP策定講座、マナー研修指導者養成講座並びに災害協定締結関連については、各委員に担当を分担して協議しています。

II. 災害協定の締結

災害発生時に、避難所や災害対策上重要な施設の衛生的な環境の確保が困難となった場合に、人員や機材や薬剤などを提供する事は、ビルメンテナンス企業として社会に貢献できる事です。有事の際には行政と緊密に連携し、早期の復旧活動の一助となるために、大阪府と災害協定を締結に関する協議を重ね、昨年11月11日に大阪府と一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会との災害協定締結式を大阪府庁にて無事完了致しました。



大阪府庁での災害協定締結式

III. SDGsの取り組み

SDGsの達成に貢献する為のビジョン策定に着手、SDGsの新たな取り組み創出を図る活動を開始致します。

IV. BCP策定講座

今年度もBCコンサルタント共衛の三橋源一代表を講師として、参加希望企業に全2回のBCP策定講座を実施予定です。

特に今年度は災害時における避難所の衛生管理（コロナ対策含む）などの内容を盛り込み、よりビルメンテナンス企業の内容に沿った内容の企画を立てています。

第一回講座は2021年2月を予定しています。



「BCコンサルタント共衛」三橋氏によるBCP策定講座

V. マナー研修指導者養成講座

昨年度に引き続きオフィスリバーの川崎美紀代表によるマナー研修を実施いたします。今年度も、近畿地区協会（京都協会・兵庫協会・奈良協会）からの参加希望も募り、開催することを確認致しました。

内容は、前年度受講者を対象としたスキルアップ講座の開催も検討いたしましたが、研修修了者をもう少し増やしてから実施するほうが良いとの意見も出たため、スキルアップ講座は今年度は見送り次年度以降に開催する事となりました。今年度の研修内容は前年度と同様に開催、開催日は9月10日、10月9日、10月29日の全3回で実施する事となりました。



マナー研修

VI. 講演会の開催について

今年度は、センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平氏を講師に迎え『入管法改正と外国人受け入れ体制の整備』をテーマとした講演会を開催する予定となっております。

様々な業界でも人手不足に対する取り組みとして、技能実習生制度を利用した外国人の直接受け入れや派遣する企業が増えております。今回の講演会では今から外国人受け入れに取り組みたい企業、すでに外国人受け入れに取り組む会員企業様などに最新の情報を交え、幅広く情報を共有したいと考えております。



昨年度の講演会から

VII. その他

その他の活動としては、大阪ビルディング協会との交流を継続するために、大阪ビルメンテナンス協会主催の講演会への参加の呼びかけを行っています。また、大阪ビルディング協会主催の経営セミナーや講演会に積極的に参加する事で、相互の情報を共有する事に努めています。

以上の通り、経営委員会は活動しています。

総務友好委員会活動報告

委員長 岡田 寿代

「2020年の今年はオリンピックイヤーですし、きっと輝かしい一年になりますね」
今年の賀詞交歓会では至る場所でそのような新年のご挨拶が交わされておりました。

2020年の幕開けは、オリンピックを皮切りに2025年の大阪万博に至るまで、例年以上に期待の大きさを皆様からひしひしと感ずることができました。皆様の不安材料は深刻な人材不足をどのように対応するかの一点だけだったと思います。それほど今年の賀詞交歓会は今後の景気回復への期待感で満ち溢れておりました。総務友好委員会としては、一年の中で最も大きなイベントの賀詞交歓会を無事に終えることが出来ましたが、その興奮も冷めぬままに2月にはボウリング大会、さらにはゴルフコンペ、総会と控えており、今年も様々なイベントを皆様と楽しめると大いに期待しておりました。

さっそく2月6日にはボウリング大会の準備の一環として、今まで大会で利用していた会場の閉店によって、今年初めての会場となります心斎橋サンボウルの下見訪問をさせて頂きました。実際にボウリングを行うレーンやそのフロアでの飲み物の提供、成績発表



昨年の賀詞交歓会



昨年度のゴルフコンペ

と懇親会を行うコンベンションルームを見て、そのあと施設担当の方と大まかな打ち合わせを行いました。視察しました施設に満足して、「今年も皆様と楽しくボウリング大会を行う事ができる」と安堵して会場をあとにしました。一昨年までボウリング大会の会場として長く利用しておりました新大阪のイーグルボウルが2018年をもって営業を終了し、昨年会場として利用しました西梅田の桜橋ボウルは2020年1月で閉店、どちらの建物も老朽化に伴い解体することです、それぞれの地域で景色に溶け込んでいたランドマーク的な施設がなくなることが、なんとも言えない気持ちになったことをぼんやり記憶しております。



昨年2月に開催されたボウリング大会



優良社員表彰

私ども総務友好委員会は協会の中でレクリエーション活動を運営する委員会です。会員企業様、賛助会員企業様の親睦を深める目的で様々なイベントを開催しております。2020年も例年と同じく様々なイベントを企画しておりました。しかしながら1月下旬より新型コロナウイルスが顕在化して、全世界に猛威をふるい、多くの人々に感染して最悪の場合は死に至るウイルス感染として世界中が自粛を強いられました。

2月21日開催予定のボウリング大会と4月開催予定のOBM会長杯ゴルフコンペが中止となり、5月の総会は規模を縮小いたしました。7月の優良社員表彰式は9月への変更を余儀なくされ、そのあとに行う懇親会も、中止となりました。懇親会では近年余興にビンゴ大会を行っておりましたが、厳かな表彰式のあと、皆様で和やかに進行する余興を個人的には楽しみにしておりました。また第46回を迎えますソフトボール大会は8月22日を皮切りに3日間に亘って開催する予定でしたが、皆様への健康配慮を最優先し、開催を取り止めることといたしました。さらに来年1月の賀詞交歓会は、このように厳しい状況が続きますと開催できるか不安を感じずにはられません。

今までレジャーやスポーツ、音楽・芸術の活動、旅行や懇親などの余暇活動を楽しむことは当たり前の日常でありました。しかしながら、今までと同様に日常生活を続けていくため、「生きる術」のために、すべ



昨年度のソフトボール大会から

での余暇活動を自粛して、まさしく危険と隣り合わせの状態です。日々の就業業務に従事されていることと思います。その状況がどれだけ続くかわからず、大変な思いでお過ごしのことと存じます。記述しましたような余暇活動を楽しむことは、生きる術ではなく、まさに「生きる糧」だと思います。今回、私にとっても総務友好委員会の活動やそのイベント運営は当たり前の日常でありましたが、尚且つ「生きる糧」であったと改めて認識することとなりました。総務友好委員会がお手伝いをしております協会のレクリエーション事業は、ささやかながら皆様の「生きる糧」でありたいと思っています。今回のウイルスに対して、今後有効な薬やワクチンが充実し、以前と同じく、または新しい日常の形で、皆様とより親交を深めるべく委員会運営を行いたいと思っております。どうか皆様もこれからのレクリエーション事業を楽しみにして頂きまして、ご一緒に参加していただけますよう心から願っております。

労務委員会活動報告

委員長 長井 亨樹

新型コロナウイルスの影響で労働安全大会が中止となり、6月後半にやっとの思いで労務委員会を開催することができました。

労務委員会では、労働災害の防止と安全意識、安全衛生意識の向上を目的として6月に『労働安全大会』・9月に『労働衛生大会』を開催しています。また、次のような事業にも取り組んでいます。

『安全衛生標語及び川柳』

会員企業の皆様に広く公募し、日々の労働の中で安全・健康意識を高めていただき優秀作品を選定・表彰しております。

『KYT 危険予知訓練・リスクアセスメント実務講習』

企業の労務担当者・事業所責任者を対象に安全の

先取りに役立つ講習会を実施しております。

『安全パトロール』

(一社)関西ガラス外装クリーニング協会と連携で大阪市内のビルで実施されている Gondra・プランコ作業の現場視察を行い、安全装備の点検・安全意識の確認等の安全強化指導を行っています。

その他にも **1年間無災害・3年間無災害企業** に対し **無災害企業表彰** を行っております。

このような事業活動の中で毎月提出していただいている『労働者労災通災報告書』は、労働災害発生状況に関するレポートの基礎データとして OBM 会員企業はもとより、他府県で発生した重篤災害の発生状況・原因等をまとめ、労働安全の大切さについ



労務委員会開催の様子

て注意喚起し、無災害への努力を促すために発行しております。全会員企業の状況把握の為に、無災害の場合であっても『災害無し』の報告が届きますよう、どうぞよろしくお願い致します。

各事業についても延期または中止となるケースが発生すると思われます。皆様には何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



安全衛生標語・川柳入選作選定の様子

厚生労働省 大阪労働局から 職場における感染防止対策についての協力要請

～新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために～

厚生労働省の大阪労働局からは、職場における感染防止対策についての協力をお願いされています。この取り組みについてもご紹介いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、一人ひとりが感染拡大を予防する『新しい生活様式』などを実践していただくとともに、職場における感染防止対策を実施していただくことが必要です。

働く方々と利用者の方々への感染を防ぐことは、事業活動を継続するためにも極めて重要です。

『職場における新型コロナウイルス感染症の拡大

を防止するためのチェックリスト』を御活用いただくなど引き続き、事業者の方々が職場における感染防止対策に取り組んでいただくとともに、働く方々や利用者の方々におかれましても、感染防止に向けた御理解・御協力をお願いいたします。

環境衛生委員会活動報告

委員長 黒田 泰壽

環境衛生ニュース

2019年 12月中国湖北省武漢市で「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」の発生が報告された。一気に世界中に感染拡大が進み、我が国でもクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」の乗船者から712人の感染者と 13人の死亡者が確認された。現

在も国内の検査体制は整わず、感染者が出続けており終息の目途はついていない。今般の教訓は先進諸国に比べ IT化の遅れを痛感し、働き方改革、デジタル化が一気に進まざるを得ない状況。「大阪モデル」は素晴らしく、世界のモデルになってほしい。そしてこれを機にコロナ変革を進めたい。

【報 告】

第11回「令和元年度建築物衛生に関する意見交換会」

■ 日 時：令和2年2月18日(火)14時～16時15分

■ 場 所：大阪市西区江戸堀 2-6-33 江戸堀フコク生命ビル 8 階

■ 出席者：行政関係 12 名 大阪協会 11 名

【1】挨 拶

大阪府健康医療部環境衛生課 課長補佐
浅野 陽子氏

昨年 11 月には「災害時における環境衛生管理及び防災活動への協力に関する協定」を締結することができた。災害時にマンパワー不足が懸念される中で、建築物衛生管理に知識の深い協会会員方々の協力を得られることは大変心強く思う。意見交換会は今回で 7 年目となり、行政と協会の方が、日々業務や現場で感じていることについて情報共有できる貴重な場となっている。今回は、主に行政での日々の取り組みについて発表させて頂き、その内容について活発な意見交換の場となるよう忌憚のないご意見をお聞かせ願いたい。

一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会 会長
佐々木 洋信

新型コロナウイルス対応等でお忙しい中、お集まり頂き感謝する。

大阪府内各保健所の人々においては、日頃より御指導頂きお世話になっており、新型コロナ関係についても、協会で協力できる事等があれば、御指導頂きたい。

協会員の中には、現場経験の豊富な会員も多く、行政と協会で協力しながら、より良い建築物衛生管理に向けて関係を築いていきたいと考える。



【2】報告（基調講演）

環境衛生委員会

大阪府における特定建築物の 立入検査状況等について

大阪府健康医療部環境衛生課 副主査
山本 友梨子氏

- ・平成 30 年度の大阪府内の立入対象施設である特定建築物は 3564 件、その内、大阪府で所管しているのは 780 件と全体の約 20%である。令和 2 年 4 月には吹田市へ約 130 件移行されるため、更に減少する見込み。
- ・不適項目について、全国と大阪府の不適合率を比較し、大阪府の問題点を洗い出したところ、相対



環境衛生委員会

湿度が全国不適合率よりも大阪府は高い。原因として、老朽化した空調、冬場でも冷房運転などが挙げられる。

- ・現在大阪府では、排水管の点検評価手法に関する調査を実施しており、調査対象施設として、利用者が一定であると考えられる事務所と学校に絞った。詰まりが発生する事例の傾向として、排水管の経年劣化、点検項目が少ない、油脂類の流量が多いなどが挙げられる。

特定建築物における 換気状況に関する実態調査

大阪府健康医療部環境衛生課 総括主査
井上 靖彦氏

- ・令和 2 年1月23 日、24 日に開催された第47 回 建築物環境衛生管理全国大会で発表した内容になる。
- ・特定建築物で常時、二酸化炭素濃度が基準を超えている施設へ換気状況の調査を実施した。
- ・換気設備は 5 台あり、弱・強運転の 2 段階設定。換気設備がうるさい、また、部屋が寒いなどの影響で、換気設備は 1 台しか運転していなかった。



環境衛生委員会

そのため、常時二酸化炭素濃度が基準を超える結果となったと考えられる。

- ・今回の調査で、どの程度換気設備を運転させれば、二酸化炭素濃度に影響を及ぼすのか判明したため、施設へ運転時間や強弱設定について提案できた。
- ・二酸化炭素濃度が、常時基準を超えて改善がみられない施設へ対し、今回の例を参考に改善方法を提案していきたい。

【3】意見交換会

- (1) レジオネラについて
- (2) アスベストについて
- (3) 立入検査でのチェック項目・指導項目について
- (4) IPM（総合的有害生物管理）について
- (5) 建物（ビル）環境への取り組みについて
- (6) 個別空調の維持管理について
- (7) 感染症対策について

考 察

立入検査・指導等日常業務における疑義について行政側からと OBM 会員の忌憚ない意見交換を行い相互の議論は白熱した。技術の向上とお互いの信頼関係

が一層強化されたことを感じた。

大阪府受託事業

令和元年度 建築物飲料水水質検査業外部精度管理 結果

- (1) 「亜鉛及びその化合物」
- (2) 「塩素酸」
- (3) その他

大阪府公衆浴場法施行細則及び大阪府旅館業法施行細則の一部改正について

なお、大阪府遊泳場条例及び大阪府遊泳場条例施行細則に基づく遊泳水槽、採暖槽等の水質基準の改正はありません。

○令和2年3月30日付けで中止に伴い、地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 理事長 奥野良信 より大阪ビルメンテナンス協会 会長 佐々木洋信 宛て結果報告書が提出された。

「建築物飲料水水質検査における定量精度に影響を及ぼす因子の解明ならびに改良分析法の提案に関する研究」の成果について

(予告) 令和2年度建築物飲料水水質検査業 外部精度管理の実施について

(1) 項 目

無機化合物：臭素酸

有機化合物：ホルムアルデヒド

(2) 予 定

申込期間

令和2年7月1日(水)～7月31日(金)

試料配付 令和2年9月30日(水)(郵送予定)

※本年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、説明会開催は実施せず、試料は郵送にて配布予定です。

結果報告期限 令和2年10月28日(水)

暫定結果報告 令和2年12月

フォローアップ 令和2年12月～令和3年1月

報告会 令和3年3月

最終報告会 令和3年3月

(3) 参加費用 22,000 円

(4) 実施機関 (一社)大阪ビルメンテナンス協会
(地独)大阪健康安全基盤研究所

アスベスト法改正について

建築物等の解体工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制対象の拡大、都道府県等へ事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のため、直接罰の創設等、対策を一層強化するため法の改正が行われた。

- (1) 規制対象の拡大
- (2) 事前調査の信頼性の確保
- (3) 直接罰の創設
- (4) 不適切な作業の防止
- (5) その他
- (6) 施行期日 改正法は公布の日から起算して1年以内

令和元年度環境衛生委員会開催状況

第7回 令和2年2月18日

5月定時総会までの間3回予定されておりましたが新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け中止しました。

大阪市 総合評価一般入札制度について

委員長 福田 久美子

平成 30 年 3 月 5 日に、「阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）清掃業務委託の予定価格の積算等に関する要望書」を提出し、平成 30 年 3 月末に大阪市契約管財局より回答が届きました。その後、今年（令和 2 年）の 3 月に入札契約制度が改正され、同年 6 月に大阪市の総合評価一般競争入札が行われました。制度改正により、入札内容がどのように変わったかを時系列に追っていきます。

要望書提出の背景

- 平成 29 年 8 月に実施された「阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）清掃業務委託」の総合評価一般競争入札において、予定価格が 14,754 千円と公表されているが、国土交通省監修「建築物保全業務積算基準」、(一財)経済調査会発行「積算資料」により当委員会が試算した金額は、19,450 千円となった。
- 総合評価一般競争入札の目的でもある、当該施設における障がい者雇用を評価対象とされているが、専任支援者（常用雇用）を配置し、障がい者（常用雇用）に配慮した雇用を進めるには、大阪市が算出した予定価格では実現不可である。
- 入札の結果、入札価格 10,350 千円、「障がい者雇用をしない」と提案した企業により落札された。

阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）清掃業務委託の予定価格の積算等に関する要望書に関する契約内容ならびに契約方式の見直しについて

要望 1 予定価格の設定について

適正な業務遂行を確保するため、国土交通省「建築保全業務積算基準」及び、「建築保全業務積算基準労務単価」に基づき予定価格を設定することを要望いたします。

(回答)

本市においては、平成 24 年度より入札参加者が入札価格を適切に見積りできるよう、庁舎清掃業務における標準仕様書及び積算基準を設けています。

積算基準については、国土交通省「建築保全業務積算基準」を基本としており、労務単価については最新の「建築保全業務積算基準労務単価」を採用することとしています。

阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）清掃業務委託については、一般的なビル清掃業務と作業内容

が異なり、作業が不要となる部分があったが、仕様書上での表記が不明確であったため、入札者によっては予定価格と入札価格に差異が生じたものと思料します。

また、設計担当部局に確認したところ、一部例外的に国土交通省の基準を採用せず、独自の積算をしていたことが判明しました。

これらは、手続きとしての問題が無いものの、上記方針とは異なる運用であることから、今後、仕様書を作成するにあたり、事業者がわかりやすく適切に見積りができる仕様書の作成を指導して

まいります。また、予定価格の積算についても、国土交通省「建築保全業務積算基準」及び「建築物保全業務積算基準労務単価」に基づき、適切な価格設定を徹底してまいります。

要望 2 落札者決定基準の設定について

障がい者の雇用を促進するための専任支援者の配置などを踏まえた積算に基づく落札者決定基準を作成していただき、障がい者雇用を推進する者が落札者となるよう要望します。

(回答)

本市の入札において、障がい者の雇用に関する庁舎清掃の積算は、国土交通省「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算基準労務単価」を使用しており、これらには専任支援者の配置を踏まえた積算基準がないことから、本市が専任支援者を考慮した積算をすることができません。

ただし、予定価格 1,500 万円以上の庁舎清掃は原則として、総合評価一般競争入札(政策提案型)により、価格のみならず技術的評価、公共性評価を総合的に評価し、落札者を決定することにより障がい者雇用を促進しています。また、政策課題

の解消に、より寄与しダンピング受注防止を促進するため、価格評価点と技術評価点及び公共性評価点の比率を平成 27 年度に 6：4 から 5：5 としており、公共性評価の中では知的障がい者の雇用に関する配点を最大とし、障がい者雇用を促進しています。

さらに、知的障がい者を雇用されている職場への定着などを促進する専任支援者の配置については、評価項目「知的障がい者の就業状況」のうち「専任支援者による支援体制の確保を評価」及び「支援体制の提案の有無及び内容の評価」を設定し、障がい者雇用の安定的雇用に努めています。

要望 3 障がい者の継続雇用について

既存の総合評価一般競争入札で障がい者雇用が進んでいる施設では、現在雇用されている障がいのある人が確実に継続して雇用できる制度設計の見直しを至急実施されるよう要望します。

(回答)

知的障がい者の継続雇用を義務付けすることは、事業者に特定の労働者を雇用させ、履行体制を指示することに繋がることから、請負契約においては困難と考えます。

本市においては、総合評価一般競争入札(政策提案型)にて、就労困難者の雇用の推進拡大を行うなかで、障がい者の雇用は特に重要な政策と認識して

おり、新規雇用あるいは継続雇用に係わらず、障がい者の就労支援にかかる評価点を最大とするなど障がい者の方の安定した雇用を推進しています。

要望 4 総合評価一般競争入札にて実施

これまで大阪市が推進されてきた、障がい者の雇用などを踏まえた「総合評価一般競争入札」にて実施することを要望いたします。

(回答)

本市では、これまでも庁舎清掃業務のうち、1,500万円以上の案件にかかる業者決定については、障がい者の雇用などを踏まえた総合評価一般競争入札(政策提案型)により実施してまいりました。

今後も、最新の労務単価を用い、国土交通省建築保全業務積算基準に基づいた積算方法により積算し適正に予定価格を設定し、引き続き知的障がい者をはじめとする就職困難者の雇用の促進や賃金・労働条件の向上など、本市の政策課題の解消への取り組みを進めてまいります。

上記内容のほか、障がい者と専任支援者を常用雇用として配置できる相当規模の施設を総合評価一般競争入札の導入条件とすること（小規模施設は導入しない）など、障がい者の働く場としてきちんと整備できる環境を整えていただくよう要望しました。

令和2年度 入札契約制度の改正について（令和2年3月 契約管財局）

◆総合評価一般競争入札（政策提案型）実施要領の改正

総合評価落札方式とは、企業の技術力や社会貢献度等と価格の双方を総合的に評価し、落札者を決定する方式です。

契約管財局が実施している庁舎清掃業務の総合評価一般競争入札（政策提案型）は、公共性評価として、①福祉への配慮（就職困難者の就業支援）、②男女共同参画・女性活躍促進、③賃金・労働条件の向上、④環境への配慮、以上の4項目に関する企業の取組等についての政策提案を評価し、本市の政策課題の解消に寄与することを目的としています。

今般、障がい者雇用に促進や賃金・労働条件の向上の取組をより一層推進するため、評価点の配分割合の見直し等の改正を行います。

1 改正内容

- (1) 評価点の配分割合の見直し

政策提案をより重視する観点に立ち、福祉への配慮など公共性評価の配点を高める

「価格評価点」と「技術的評価点と公共性評価点の合計」の比率

【現行】5：5 ➡【改正】4：6
- (2) 賃金・労働条件の評価の見直し

大阪府の最低賃金が964円に引き上げられ、現在の評価基準である時給1,000円以上、または月給170,000円以上では、加点の効果が薄れつつあることから、最低賃金の動向に連動する定率制に見直し、賃金・労働条件の向上に資するよう評価基準を改める。

【現行】時給1,000円以上、または月給170,000円以上の場合に加点する。

【改正】大阪府の最低賃金額の1.1倍以上（時給換算）の場合に加点する。

(3)対象業務の適用条件の見直し

労務単価の上昇により、小規模施設において専任支援者を配置し、障がい者に配慮した雇用を実現することは難しいことから基準を改正し、より安定した制度運用を図る。

【現行】 予定価格 1,500 万円以上 の庁舎清掃業務委託契約及び病院清掃業務委託契約に適用

【改正】 ↓
2,000 万円以上

2 改正時期 令和2年4月1日以降公告分から適用する。

「**安倍野防災拠点（あべのフォルサ） 清掃業務委託 長期継続にかかる総合評価一般入札**」（令和2年4月17日公示）を検証

※改正された箇所

総合評価一般競争入札における評価項目、評価点の配分について（一部抜粋）			
評価項目	評価内容	評価点	加点方法
分 類	項 目	個別点	
価格評価	価格評価	40 ※	50 点 ➡ 40 点
	研修体制	4	
技術的評価	品質保証への配慮	14	
公共性 (施策反映) 評価	知的障がい者等の就業状況※	7 ※	知的障がい者等の新規雇用（予定）者数に応じて評価※ 1人以上 ※精神障がい者も対象可※ 6 点 ➡ 7 点 0 点
		2 ※	雇用条件を評価 通勤手当の支給を評価※ 1 点 + 1 点
		10 ※	専任支援者による支援体制の確保 就業支援等→就業支援体制等の提案及び内容※ 1 点 4 点 ➡ 9 点
	障がい者雇用に関する取組	3 ※	2.0%超の雇用率 5 点 ➡ 法定雇用率 (%) の 3 倍を超えている場合※ 法定雇用率 (%) の 2 倍を超えている場合※ 法定雇用率 (%) を超えている場合※ (ただし、法定雇用率を超えていない場合は 0 点) 3 点 2 点 1 点
	各種就労支援事業への協力度	2	就職困難者 1 人以上継続雇用➡継続雇用をしている※ 〃 の継続雇用をしていない 2 点 0 点
	就職困難者の雇用に関する取組	1	C－S T E P の会員企業 会員企業でない 1 点 0 点
		1 ※	大阪保護観察所に協力雇用主として※ 登録している※ 登録していない※ + 1 点 0 点
		1 ※	いずれかの制度を活用した取組を評価 ※ ・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） ※ ※助成金交付決定から 1 年以内のもの ※ ・特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース） ※ ※制度実施後、入札参加申込締切日に雇用が継続 ※ ・キャリアアップ助成金（正社員化コース） ※ ※制度実施後、入札参加申込締切日に雇用が継続 ※ + 1 点
	男女共同参画及び女性活躍促進に関する取組	2	一般事業主行動計画策定状況等報告書 ➡ 厚生労働大臣認定「えるぼし認定」を受けている ※ ※女性活躍推進法に基づく認定 ※ 2 点
		4	女性活躍促進に関する取組状況 大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等 4 点
	賃金・労働条件の向上に関する取組	3 ※	大阪府の最低賃金額（時間額）の 1.1 倍以上 ※ + 3 点
	環境への取組	2	環境 I S O 14001 登録 2 点 環境 I S O 14001 審査申込中 1 点 エコアクション等 1 点
	再生品の使用	2	2 品目以上使用 2 点 1 品目使用 1 点
	低公害車の導入	1	グリーン配送適合車での資機材の搬入 1 点
		1	低公害車の導入率 5 %以上 1 点
合 計		100	

改正された項目

- 価格提案より政策提案が重視され、100 点満点の比率が変更（価格 40 点、政策 60 点）
- 知的障がい者のほか、精神障がい者も対象として追加された。ただし、精神障がい者を雇用する場合は、原則 20 時間以上でも可能とされ、複数配置することにより、勤務時間の合計が週 30 時間以上となった場合は、週 30 時間ごとに配置基準人数 1 人を配置したものとする。
- 障がい者の雇用条件および支援体制等の提案内容への配点が増加した。
- 就職困難者の取組では、大阪保護観察所への協力雇用主登録のほか、これまでの就職困難者の定義から、氷河期世代等の就職困難者に移行されている。
- 男女共同参画及び女性活躍促進に関する取組では、これまでの一般事業主行動計画策定状況等報告書から、女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」が評価項目となった。
- 賃金・労働条件の向上に資する取組として、大阪府の最低賃金額の 1.1 倍以上の賃金を支払う提案が追加された。

まとめ

今回、大阪市の総合評価一般競争入札における入札契約制度の改正は、平成 30 年の要望内容が一部反映されたかたちとなりました。価格提案より政策提案が重視されるようになり、障がいのある人などの職場環境の改善が見込まれるのではないかと期待できる内容になりました。

一方で、氷河期世代等の就職困難者の雇用に関する取組への評価や、男女共同参画及び女性活躍促進に関する取組など、新たな評価項目が追加されたことについて、「さまざまな就職困難者」といわれる方々が、ビルメンテナンス業界のどのような場面（職場）で有効的に機能するのかを考えさせられる内容が盛り込まれました。

総合評価一般競争入札で落札者として決定された

企業は、発注者に「評価された」ことになり、落札者の決定基準は「価格と価格以外の要素を総合的に評価して、発注機関に最も有利なものをもって申込をした者を落札者」とするものです。

そこで、価格以外の要素とは何をさすのかが重要になります。おそらくここでは「障がい者をはじめとする就職困難者の雇用」となるのでしょう。それでは、「就職困難者」とはどのような人のことをさすのでしょうか。

大阪市では、2004 年大阪府に続いて一年遅れでこの入札制度が導入されました。当時の大阪市が抱える大きな課題は、障がい者雇用以外にホームレスの雇用対策でした。このようなことから、総合評価一般競争入札の評価項目に当該現場での直接雇用として、知的障がい者の雇用とホームレス雇用が盛り

込まれました。また、当該現場以外の雇用評価として大阪市地域就労支援センターなど就職困難者の雇用が含まれ、政策課題への一定の成果があったと伺っております。しかしながら、母子家庭の母の雇用など、ビルメンテナンス現場で働くには待遇等の条件がそぐわないこともあり、矛盾を感じている点があるのも事実です。

ビルメンテナンス業界で働く方々の大半は高齢者であり、そこに障がいのある人など一部就職困難者の方が働いているということを考えたときに、従来からの当該現場で直接雇用する知的障がい者の雇用に関する評価以外は、就職困難者として同一評価項目の中に組み込んでいただけるほうが現実的であると考えます。たとえば、今回あらたに追加された氷河期世代などの評価項目ですが、大阪市にとって大切な課題であることは理解できますが、果たしてどこまでビルメンテナンス業界に期待されるのかといった不安がよぎります。さらに、氷河期世代等の就職困難者として助成金を活用することが評価されていますが、氷河期世代の条件が限定的であるため、助成金は活用できないケースが多く、ビルメンテナンス業界における実現性の可否を検討する必要があるのではないかと思います。

現在、大阪府下では多くの自治体で総合評価一般競争入札が実施されています。それぞれの自治体ごとに特色は異なりますが、技術や品質に関する評価ならびに公共性が評価されることで、このような契約制度を通じて業界の社会的評価が一層向上することは、ビルメンテナンス業界としても歓迎すべきところ です。

公益・契約委員会では、府下自治体におけるこの

ような契約制度を今後も注意深く見守っていくとともに、自治体に説明を求めているなど、今後とも業界の発展のために活動し続けてまいります。

青年委員会活動報告

委員長 梶山 孝清

本年は委員会活動を行うにあたり、新型コロナウイルス感染による影響を多大に受け、計画していたイベントなどがほとんど中止になり、非常に大変な1年となりました。

さて、青年委員会のこれまでの活動を、再度この場を借りて、皆様にお伝えしたいと思います。我々青年委員会の活動は大きく二つの分野を中心に活動しています。

ビルメンテナンス業界の発展、そして業務を通して、社会へ貢献できるよう新たな活動も計画

一つは大阪協会内で、他の委員会や実行委員が運営している主要な協会イベントへの運営協力とビルメンテナンス業界内での青年委員ならではの次世代への調査や研究を行うことです。

各委員会によって開催される協会活動へお手伝いとして参加しています。特に年一度の大きなイベントである大阪天満宮の天神祭においては、ビルメン神輿の巡行と天神祭清掃ボランティア、ダストバスターズへの参加は実行委員の一員として参加しています。しかし、本年度は、新型コロナウイルス感染の影響により、東京オリンピック・パラリンピックの延期や、ほかの大きなイベントの中止にならい、この日本三大祭りの一つである

天神祭も早々に中止が決定いたしました。過去にも、天候によりビルメン神輿巡行を中止したことがありましたが、祭り全体が中止となってしまう、非常に残念です。

効率的な作業や、新しい技術で省力化、システム化などについて研究

今後、青年委員会は、ビルメンテナンス業界の発展、そして業務を通して、社会へ貢献できるように新たな活動も計画しています。それは、ビルメンテナンス業界において、懸念される問題に対して、調査や研究を行い、今後の問題解決のヒントを探求していくことです。

今、新型コロナウイルス感染の影響により、経済活動が停滞しているところもありますが、依然としてビルメンテナンス業界は労働力不足が問題です。作業員の高齢化、少子化社会により、労働人口が減るなか、我々はより効率的な作業や、新しい技術を用いて省力化、システム化、そしてロボットの導入などについて、研究していきます。そして、現在の労働力不足を補っている外国人留学生や技能実習生、特定技能者などの外国人をビルメンテナンス業界で雇用するにおいて、柔軟な雇用方法や法令、そして指導方法などを調査し、スムーズに外国人労働力を得られることを考えていきたいとメンバーで議論しています。

若い力の交流が、ビルメンテナンスの未来の発展に繋がるものになるでしょう

もう一つの青年会委員活動は、全国規模でビルメンテナンス業界の発展のため、若手の業界連携を構築すべく、ビルメンテナンス青年部全国大会や西日本サミット、昨年からは東日本サミットを開催し、親交を深め、情報交換、意見交換の場を設け交流しています。

毎年開催される、全国のビルメンテナンス青年部全国大会は、20年以上継続して開催されております。現在全国協会や各県協会には、青年部出身のメンバーがたくさんおられ、各地の業界の情報との交換と交流を深めるために集います。

10年前に始まった西日本サミットは、西日本を中心とした青年部のお互いの発展と交流を目的に各地の持ち回りで開催されてきておりましたが、参加するメンバーも徐々に減少してきており、開催地の負担を考えると、今年から2年に一度となり、来年度に開催されます。

今回の新型コロナウイルスの影響により、兵庫県で行われる予定の全国大会は残念ですが来年度へ延期となりました。しかし来年からは、全国のビルメンテナンス業に携わる若い力の交流が、ビルメンテナンスの未来の発展と繋がるものになる

でしょう。それこそが、この全国組織の青年部の役割となると思い、メンバー一丸となって活動していきます。

動き始めた「大阪・関西万博」

新型コロナウイルス Covid-19 に世界中が翻弄され、あらゆる産業が影響を受けて文化的・経済的に大きなダメージを受けて深刻な事態となっています。何れ終息すると思われませんが、経済の復興と共にその後の社会の変革と新しい生活スタイルがどのようなのか、ビルメン業界にも大きな関心事であります。

行動自粛の間の体験をもとにしてマネジメントスタイルの変化や仕事のあり方についての模索が、各社各様に始まろうとしています。

2025 大阪・関西万博も、本来ならばこの 6 月にドバイで開催される万博において BIE（博覧会国際事務局）総会が開かれて、具体的な道筋が示される予定でありましたが、コロナ禍によって延期されてしまいました。

同様に会場となる大阪夢洲の工事進捗にも、影響が出ているようです。しかし、2025 年 5 月～11 月開催に変化はないことが当局から表明されている

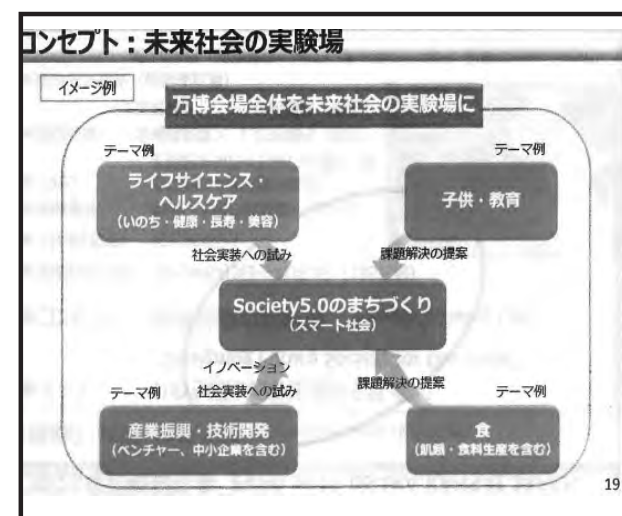


図-1

特別委員会委員長 北川 卓

ところです。

大阪・関西万博は既報の通り、そのテーマを「いのち輝く未来社会のデザイン」とし、コンセプトを「未来社会の実験場」とされています。

そして、国連が 2030 年度をゴールとして採択した SDGs・17 の持続可能な目標と、それらを達成するための 169 のターゲットへの貢献を果たし、この 2025 年万博で前倒しに示すこととされています。

多くの読者の方は既にお気づきのことと思いますが、業界においてこれまでもチャレンジを続け、これからも目標として継続しなければならない多くの課題を包含しています。既に、経団連では 2017 年から行動企業憲章を改訂し、また内閣府でもモデル事業を選定して地方創生や次世代・女性のエンパワーメントの課題への取り組みが始まっています。

一方当協会では、特別委員会の設置に続いて大阪・関西万博推進委員会が設置され、大阪府の一般社団法人としての立場から、会場施設管理の一括受注を目指した活動が開始されたことは、「こみゅにけーしょんず」や「マンスリー」で広報され、周知の事となっています。これによって、当協会の意思統一が更に固まり、プロジェクトへの取り組みが促進されることとなります。

これまでの国際博覧会へ貢献した実績と反省を踏まえて、新しい考え方でシステム提案を行うことによって、初期の目的を達成し次世代 OBM へのステップとしましょう。協会として大事なことは、この「大阪・関西万博のテーマ」に対して、どのような提案を行い、相応しいパフォーマンスを実現するのかということです。



図-2

2018 年 3 月に開催された万博を決定するための BIE 総会において、日本は三つの約束をし、その中で「安心安全で快適な万博にすること」を宣言しました。このことは多くの OBM 会員が、日頃から仕事のスローガンとしていることにも通じます。2025 万博のテーマや、各パビリオンのコンセプトに従って設置された施設への対応は勿論のことですが、職場マネジメントのあり方、サービスの在り方、人材雇用、災害等不測の事態への対応、コンプライアンス、防犯・安全の構築、労働衛生、作業用資機材の選定など多岐に渡って、「2025 万博のテーマ」に答えなければなりません。

従来から苦心して積み上げてきた労務の提供に加えて、どのような価値を加えれば SDGs の課題に応えられるか。新型コロナウイルス禍後の新しい社会のスタイルを展望して、或いはこれまでの価値観を変えなければならないかもしれませんが、このことは同時に OBM が更に進化するための絶好の機会ともなり得るものと思われます。

私達は、新しく形作られて行く社会のトレンドに沿って、業界の新しい流れを創り、社会と共に歩み

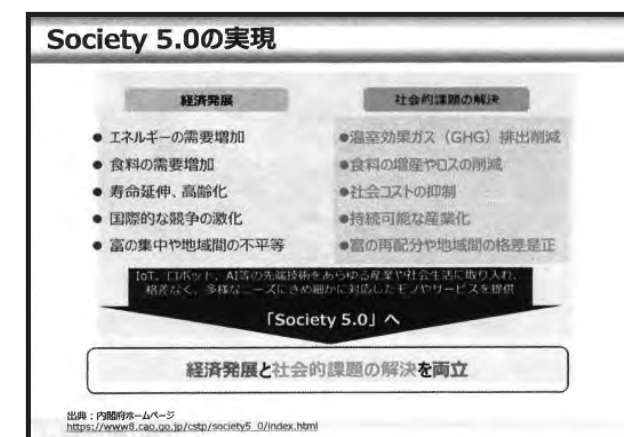


図-3

続けることのできる協会であり、より多くの人材が希望を持って集うサステナブルな業界であることを願っています。正しく真価が問われることになりそうです。

特別委員会では今後これらの考え方をまとめて、当協会としてのコンセプトを提言し、そして提案書へとつなぐことが、当面の活動となります。また、協会として編成することになった「大阪・関西万博推進委員会」の委員会規定等の検討に着手する事としています。

会員の皆様からの積極的なアドバイスと、格別のご協力をお願い致します。

（以上）

（参考資料：一般社団法人日本万国博覧会協会総務局・山口憲一氏、講演資料。OBM こみゅにけーしょんず vol・95「特集・2025 年大阪・関西万博の成功に向けて」等）

警備防災部会の取り組みについて

部会長 岡田 寿代

1. はじめに

警備防災部会は担当副会長、部会長、副部長、委員9名、専門委員3名の15名で構成されており、毎月1回警備防災部会において、ビルメンテナンス業界ならびに警備業界の発展に寄与することを目的とし、研修会や見学会の開催、事例集などの各種冊子の作成・配布等の活動を行っております。

2. 基本方針

警備防災部会では、「効果的な警備防災業務を図るための研究」、「警備業における適正な業務実施に向けた教育研究」、「安全システムの研究」、「防犯防災設備の研究」、「地震・津波・台風などの自然災害に対する対策の研究」等に努め、これらの情報提供を行うとともに、警備業は社会の安全産業として、依頼者の生命・身体・財産を守る使命を帯びており、適正な警備業務の実施が強く求められることから、警備員の資質の向上が不可欠です。

そのような中で、警備防災部会では、警備防災業務の適正な実施推進を目的に、研修会、見学会、講習会の開催等さまざまな事業に取り組みます。また、関係官庁及び関連団体との連絡を密にし、法令、諸制度の運用にかかる事項の情報収集に努め、最新情報の提供を行います。

3. 警備員の資質向上に関する取組み

(1) 全体集会の開催

①大阪府警本部による講演

「大阪府下の犯罪情勢」、「大阪府下の警備業の状況」、「立ち入り検査の結果」、「全国の検挙状況」、「警備員の犯罪」等について講演を実施。

②大阪市消防局による講演

「防火管理・防災管理」、「最近の火災発生状況」、「過去の火災発生状況からの留意事項」、「外国人や障害者などの避難誘導」等において講演を実施。

(2) 警備員指導教育責任者に対する講演会

警備防災部会委員が講師となり、「適正な警備の運営方法」、警備業法に基づく指示及び営業停止基準の説明、「営業所備え付け書類の点検及び記載事項の変更届」などテーマを決めての講習会を開催。

(3) 消防体験教室

年1回大阪市消防局高度専門教育訓練センター(旧大阪市消防学校)において開催される消防体験教室への警備防災部会員への参加案内及び一括申込を行い、要救護者に対する応急手当、AEDを使用した心肺蘇生法を実習し、普通救命講習終了証の交付を受けるとともに、消火器の取扱い方法、消防訓練の実習、災害対応要領、自動火災報知設備の取扱い要領、煙の性状体験等の受講。

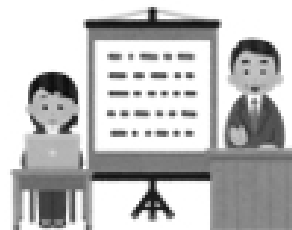


(4) その他講演会の開催

外部講師を招いての、社会情勢に応じた知識や見聞を深めるための講演会の開催。

・過去の開催内容

「警備業界の問題点と将来の展望」



4. 情報収集に関する事業

安全システムの研究、警備業法・消防法・建築基準法その他関係法令、反社会的勢力の現状認識やその対応要領などについて関係する他団体が開催するセミナー・講演会等に積極的に参加し、その成果や情報の普及に努める。

(1) 一般財団法人大阪府建築防災センターが開催する講習会への参加

(2) 公益財団法人大阪府暴力追放推進センターが開催するセミナーへの参加

5. 見学会に関する事業

警備防災業務遂行に資するための見学会開催

・過去の開催内容

「野島断層保存館」

「大和ミュージアム及び海上自衛隊

第1術科学校」

「関西電力大飯原子力発電所及びその関連施設」

「トヨタ産業技術記念館」

6. 警備防災に関する調査研究事業

警備員の指導教育資料に資するため、業務を通じて実体験した事案や業務遂行上の問題点、留意

事項等をまとめた冊子を配布する。

また、外部講師による警備防災に関する講演会を開催する。

・過去の冊子

「警備業務クレーム事例集」

「警備業務事故事例集」

「最近の事故事案事例集」

・過去の講演会

「コミュニティ防災における企業の役割」

7. おわりに

今後の取組みとして、コロナウイルス感染症関連対応等喫緊の課題などは勿論の事、警備業界を取り巻く状況や将来展望等を題材にした、講演会の開催や最新の防災・防犯設備、激甚災害等に係る見学会の開催や各種手引き書の作成・配布、会員の皆様に参考となる情報の発信について、積極的に行ってまいります。

最後になりますが、私ども警備防災部会一同の取り組みが、ビルメンテナンス業界はもとより、警備業界の益々の発展の一助となれるよう祈念しております。

以上



設備保全部会ニュース

委員長 米澤 勉

設備保全部会では「設備管理の知識・技術の向上」をテーマに取り組んでいます。

ビルメンテナンス業界全体のさまざまな課題解決のため、毎月第4週に定例会議を開催し、テーマ別に研究をおこなっております。また最新の知識・技術の向上を図るため、各企業との情報交換や研修見学など通じて知見を深めるなどして会員に有益でわかりやすい技術レポートの作成をおこなっております。

1. 管理技術調査研究

近年では、機械警備に関する技術情報、空調調設備における冷媒の変遷と最新の動向、建築基準法に関するシャッター設備についてなど調査研究をおこない、技術レポートに纏めました。また大阪ビルディング協会との合同研究をするなどし、会員企業に有益なレポートを発行することに心がけております。

2. 研修・見学会

毎年7月に、中部近畿産業保安監督部近畿支部管内の電気事故と安全対策等の講習会を開催しており、多くの皆様にご参加をいただいております。また全国の施設・設備の見学会もおこなっております。2020年1月には、関西電力㈱のご協力のもと、福井県にある大飯原子力発電所の見学をしました。大飯発電所では3、4号機が稼働しており、1基あたりの発電量としては関西電力で最大の発電所でした。発電に使われるウラン燃料のペレットは円筒形で直径8mm、長さ10mm、10g程度ですが、1個で一般家庭にて使用する電気の約6か月分供給できるとの事です。



大飯発電所研修見学会（原子力研修センター）



設備保全業務研究分科会

3. 設備保全業務研究

今年度のテーマは空調・給排水設備事故事例集で、技術レポート45になります。皆様から多くのご協力を賜り多数の事例をいただきました。また東西交流情報交換会では、1時間半にわたる議論をおこない、企業文化、現場の風土、設備、人的要因など様々な視点から考察いたし纏めております。



東西交流情報交換会

4. 東西交流情報交換会

（公社）東京ビルメンテナンス協会、建築物施設保全委員会との設備管理に関する情報の相互交換で、毎年11月に開催しております。

一年間の部会活動発表、課題討議、新技術技報の紹介、意見交換をおこないます。

2019年度は大阪で開催し、今年で30回目を迎えることができました。

5. 関連団体への参加

① 関西地区照明用電気計器対策委員会

今年度は、各自治体の計量行政機関が主催する研修会や計量記念行事に参加し、子メーターの展示やチラシ配布等の普及啓発活動を実施しております。

② （一社）大阪ビルディング協会

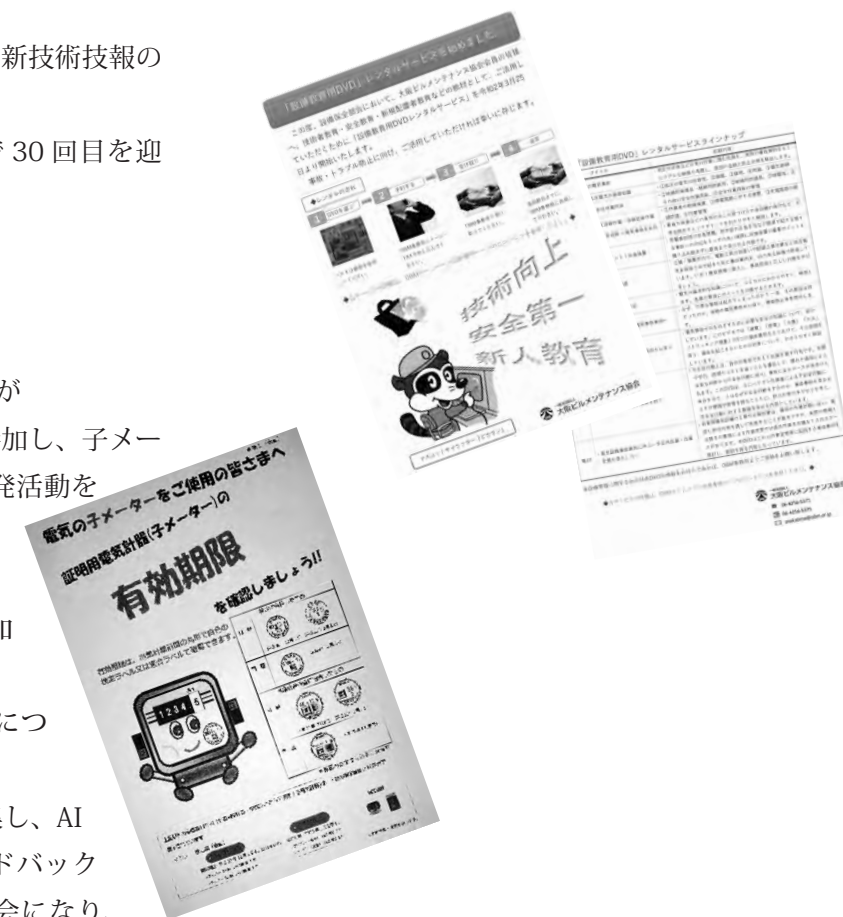
2019年12月開催のセミナーに参加しました。

テーマ「これからのオフィスビルについて」

現実世界からあらゆるデータを収集し、AIが分析・学習し、現実世界にフィードバックする。人々の多様性を受け入れる社会になり、オフィスビルも建てて終わりではなく、その後の業務支援が重要になってくるなど。

6. その他

設備教育用DVDレンタルサービスをはじめました。事故・トラブル防止に向けてご活用ください。



設備保全部会ニュース

【新型コロナウイルス感染症対策】

2020年は新型コロナウイルス感染症の大流行により、世界的に甚大な影響が続いております。その影響は日本国内も例外ではなく、誰もが予想もしなかった2020年東京オリンピックの延期や春・夏甲子園の中止、国民的に人気の高いプロ野球やJリーグの開催延期など各業界の影響も計り知れず、また日常生活にも大きな支障を来しております。

一方、私たちビルメンテナンス業界におきましても、顧客の営業自粛による売上減少や従業員の給与補償問題など、多岐にわたる課題が山積しております。その様な環境にある設備部門としては、ビルメンテナンスの根幹を担う業務でもあることから顧客からの自粛要請はあまりなく、比較的影響が少なかったのではないのでしょうか。

国内における新型コロナウイルスの甚大な影響を受け、2020年4月7日には政府から『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言』が発令され、一気に自粛ムードが高まりました。約1ヵ月半の自粛を経て、大阪府では5月21日に『緊急事態宣言』の区域からようやく解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、あまり馴染みの無い言葉や行動が盛り込まれた新しい生活様式の実践依頼が右記入の様に大阪府から出されております。

特に⑤の新しい働き方については感染拡大防止の観点から在宅勤務【テレワーク・リモート会議】やローテーション勤務、時差通勤などを導入している企業が一気に増加したように思います。

営業職・技術職・事務職など職種により異なりま

- ① 「3つの密」を避ける
- ② 間隔は出来るだけ2m
(ソーシャルディスタンス)
- ③ マスクの着用
- ④ 手洗いの徹底
- ⑤ 新しい働き方
- ⑥ 「大阪コロナ追跡システム」

すが、テレワークの導入や時差通勤を行い、なるべく人との接触の機会を減らすことによりリスクを減らし、また現場で従事される従業員には体温測定(検温)の徹底(37.5度以上ある場合は自宅待機)と療養出来る体制が必要とされました。

これからはウィズコロナという考えで、コロナと共存する働き方改革が必要になります。

今後はコロナと共存する具体的な行動として、業務の打ち合わせなど人との接触機会を極力避けることや、公共交通機関による移動時間をいかに削減するかが今後の働き方を考えるうえで重要になっていくと思われます。その為には、顧客との打ち合わせはリモート会議を行えるようにお願いし、各担当者の打ち合わせもチャット・リモート会議に切り替えるなど、『出来ない事を考えるより出来る事から始めよう』を合言葉にし、働き方改革を進める事が重要になってくると考えています。

- ① 暑さを避けましょう
(エアコンを利用する等、部屋の温度を調整)
- ② 適宜マスクをはずしましょう
(気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意)
- ③ こまめに水分補給しましょう
(のどが渇く前に水分補給)
- ④ 日頃から健康管理をしましょう
(日頃から体温測定、健康チェック)
- ⑤ 暑さに備えた体作りをしましょう
(水分補給は忘れずに、無理のない範囲で)

また、今後のお客様のニーズとして、清掃だけでなくプラスαとして除菌・消毒の依頼や消毒液の販売など今までにない発注依頼も増加していくと思われる、新しい分野での受注も見込まれるのではないのでしょうか。

近頃ではマスク着用が当たり前の生活になっておりますので、熱中症予防行動は必要不可欠になってきます。これから益々暑くなる8月、9月と続きますので、念のために厚生労働省が推奨している予防行動のポイントを記載しておきます。

以上5つのポイントになります。

最後になりますが、感染症予防の基本になる正しい手洗い・うがいの徹底またバランスの良い食事を心がけ感染症予防の徹底をよろしくお願い致します。

以上

賛助会世話人会活動報告



講習会

賛助会世話人会 代表 矢野日 博史

当賛助会世話人会では、毎年3回のミニ展示会・講習会を開催しておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い6月11日に予定しておりました開催を延期とさせていただきます。ご来場を予定されていた皆様には改めてお詫び申し上げます。

今後の状況にもよりますが、次回開催を10月23日に予定しております。今、業界の置かれている諸問題の解決策がテーマとなり正会員の皆様へより良い情報をご提供できるよう計画しております。講習会、ミニ展示会の出展内容は以下の通りです。

講習会予定企業（3社）

ケルヒージャパン（株）

『コロナ禍における働き方改革～新しい清掃のご案内～』

ユシロ化学工業（株）

『ソフト99 防汚コーティング剤について』

横浜油脂工業（株）

『壁掛けエアコン クリーニング講習』



講習会

展示出展予定企業（7社）

アルゴ（株）

『コンクリートクラック補修材他』

（株）サンクリエイト

『オリジナル洗剤、消毒剤』

（一社）日本環境メンテナンス協会

『環境に優しい資機材を使用したこれからのビルメンテナンス商品』

ペンギンワックス（株）

『感染予防清掃対応商品』

八木春産業（株）

『電解水生成装置・清掃及び衛生管理』

ユシロ化学工業（株）

『新型コロナ対策 新洗剤』

除菌ができる中性多目的クリーナー/ソフト99 防汚コーティング』

横浜油脂工業（株）

『エアコンクリーニング便利グッズのご提案！』

また、毎回ご好評の『お楽しみ抽選会』も予定しておりますので、皆様お誘いあわせの上ご来場くださいますようお願いいたします。



ミニ展示会

ミニ展示会

お楽しみ抽選会

簡易専用水道の検査 2020年4月より、検査を行う地域を拡大しました。

KKCでは、大阪府内に加え、兵庫県のうち
神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・川西市・
三田市・宝塚市及び猪名川町の検査を実施します。

簡易専用水道の定期検査は、制度発足以来の検査機関で、
信頼と実績のあるKKCへぜひご用命ください。
安心・親切・丁寧に、ベテランの法定検査員が迅速に対応いたします。

簡易専用水道とは、 水道局から供給される水を受水槽に受け給水する方式（受水槽式給水）の水道のうち、「受水槽の有効容量が10m³を超えるもの」をいい、設置者等が自らの責任で水道法の規定に基づき、適正な管理を行わなければなりません。
※受水槽の有効容量が10m³以下のものは、小規模貯水槽水道と呼ばれ、水道法の適用は受けませんが、各市町村の条例や指導要領によって、適正な管理が求められています。

登録検査機関による定期検査の受検とは、 水道法第34条の2第2項により、簡易専用水道の設置者は、厚生労働大臣登録検査機関に依頼して、毎年1回以上定期検査を受けなければなりません。

※簡易専用水道の設置者とは

例えば、分譲マンションの場合は、簡易専用水道（受水槽）の設置者・管理者である管理組合など、賃貸マンションの場合は、マンションの所有者である家主などが設置者となり、各施設の設置者は簡易専用水道の管理をしなければなりません。

※厚生労働大臣登録検査機関とは

水道法第34条の4の規定に基づいて厚生労働大臣に登録を申請し、要件のすべてに適合した機関です。この登録機関でないと簡易専用水道定期検査を実施することはできません。



厚生労働大臣登録番号	第17号
検査を行う地域	大阪府、兵庫県のうち神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・川西市・三田市・宝塚市及び猪名川町
検査を行う事業所	大阪府吹田市江の木町17番1号

「令和2年度 警備員現任教育」の開催

KKCでは、基本教育4時間・業務別教育6時間を、下記のとおり別日で設定して実施いたします。シフトの都合に合わせてご参加ください。

「教育実施証明書」は受講された時間分で交付します。例えば社内で3時間足りない場合は3時間だけ受講していただくことも可能です。（ただし、受講料の減額はございませんので予めご了承ください。）

令和元年8月30日、警備業法施行規則の一部が改正されました。警備員の教育時間数が変更され、現任教育（一般警備員）は年度ごとに10時間以上（基本教育と業務別教育の時間数を統合）の教育時間となりました。
KKCでは、令和2年度の教育として、下記のとおり基本教育を4時間、業務別教育を6時間実施いたします。

教育	実施日	時間	受講料（税込）
基本教育 ・ 4時間	① 令和2年10月13日（火）	9:25～14:40 （教育4時間） （14:40より「教育実施証明書」を交付、交付次第終了）	KKC会員 1名様 2,200円 一般 1名様 3,300円
	② 令和2年12月9日（水）		
	③ 令和3年2月12日（金）		
	④ 令和3年2月22日（月）		
	⑤ 令和3年3月10日（水）		
業務別教育 ・ 6時間	⑥ 令和2年10月21日（水）	9:25～17:00 （教育6時間） （17:00より「教育実施証明書」を交付、交付次第終了）	KKC会員 1名様 2,860円 一般 1名様 3,960円
	⑦ 令和2年12月7日（月）		
	⑧ 令和3年2月8日（月）		
	⑨ 令和3年2月24日（水）		
	⑩ 令和3年3月11日（木）		

- **会場** 江戸堀フコク生命ビル10階講習会場（大阪市西区江戸堀2-6-33）
 - **内容** 警備業法施行規則第38条に規定された教育事項に基づいて実施します。
 - **対象** 施設警備を担当する現任警備員（機械警備業務を除く）
 - **受講証明** 「教育実施証明書」は、受講日当日の教育終了後に交付します。
 - **申し込み** 会員企業様には、8月中旬頃お送りする開講案内にてお申し込みください。
- ※「緊急事態宣言」の再発令など、状況により中止する場合がありますので、予めご了承ください。

～KKCの最新情報は、ホームページでご確認ください～

関西環境開発センター

検索

URL <https://www.bmkkc.or.jp>

Sanikleen
きれいにしたい。あしたのために。

ユニフォームレンタル

業務用クリーングッズ

オートライフ

プロのおそうじ

サニクリーン近畿

サニクリーンは「レンタル」「リサイクル」などのシステムをとって、資源の有効活用を目指し、人と自然にやさしいサービスと商品をお届けしています。

ナエル

株式会社サニクリーン近畿

HPアドレス <http://www.sanikleen-kinki.co.jp>
 連絡先 〒564-0043 吹田市南吹田 5 丁目14番29号
 TEL : 050-3538-3290 FAX : 06-6385-5908

手洗いは、これからの「新しい生活様式」の基本です。

感染症対策の基本のひとつは“手洗い”です。
 超ロングセラー商品“手洗い石鹸”にグリーンタイプが新登場！
 ペンギン手洗い石鹸シリーズをぜひ、お役立てください。

ペンギン 手洗い石鹸シリーズ

●手洗い石鹸グリーン

●手洗い石鹸

- 容量：18L
- 液色：グリーン
- 標準希釈倍率：原液
- 香り：柑橘系

・手にやさしい天然の脂肪酸系界面活性剤配合。
 ・さわやかな香りと豊かな泡立ち。

ペンギンワックス株式会社 大阪支店

HPアドレス <http://www.penguinwax.co.jp/>
 連絡先 〒537-0021 大阪市東成区東中本3丁目10番14号
 TEL : 06-6973-9131 FAX : 06-6976-1456

菌・ウイルス除去率
99.99%
※全での菌・ウイルスを除去するわけではありません。
※本品は空間消毒剤ではありません。

洗浄 & 除菌

どこでもサッとひと拭き！
強力洗浄+速効除菌 **これ1本!!**

菌
ウイルス
を除去

更に詳しい情報は
下記へアクセス！



ハイジェニック除菌クリーナー 450mL
＜そのまま使えるタイプ＞
〔販売価格〕1,600円（税別）

ハイジェニッククリーナー 4L
＜希釈して使えるタイプ＞
〔販売価格〕5,240円（税別）

Point 1 強力洗浄+速効除菌
汚れ落としと菌・ウイルス除去が可能！

Point 2 2度拭きいらず！
水洗いできる様々な基材の洗浄に使用可能！

Point 3 プロも認める高い除菌効果と洗浄性能
病院清掃の感染対策として使用されている実績のある内容液

◆ウイルス不活化試験データ

「ハイジェニック除菌クリーナー」は複数の界面活性剤、除菌成分、ビルダー等が複合的に作用し、エンベロープウイルスの不活化ができるものと考えております。なお、インフルエンザウイルス（A型）に加え、新型コロナウイルスと同じβコロナウイルスに分類される牛コロナウイルスに対する不活化試験を実施しましたので下記に記載いたします。

ハイジェニック除菌クリーナー：30秒接触での試験結果

ウイルス名	ウイルス不活性化率（※1）
牛コロナウイルス	99.9%以上
インフルエンザウイルス（A型）	99.99%

これらの結果からも、「ハイジェニック除菌クリーナー」は環境表面のエンベロープウイルスの不活化が期待できます。（※2）

（※1）第三者試験機関での結果
（※2）特定の病原菌、ウイルスへの効果・機能を訴求する場合は、薬機法上の承認品目である必要がありますが、「ハイジェニック除菌クリーナー」は薬機法の承認品目ではありません。

株式会社リンレイ 大阪支店

HPアドレス <http://www.rinrei.co.jp/>

連絡先 〒532-0005 大阪市淀川区三国本町2丁目1番10号
TEL：06-6394-4571 FAX：06-6394-4579

ケルヒャー業務用コードレス掃除機

高吸引力！高耐久性！圧倒的な急速充電！
三拍子揃った業務用コードレスバッテリー掃除機！



安全設計&長寿命
バッテリー搭載

コードレス掃除機
期間・台数限定
キャンペーン
特別価格

T 9/1 Bp
（バッテリー式）

希望小売価格：200,000円（税別）



ケルヒャーのバッテリー式掃除機「T9/1Bp」がお客様に選ばれ続けている理由！

その1 高吸引力！

違いを実感できる730Wの高性能モーターによる高吸引力！⇒抜群の吸引力により何度も同じ場所を往復する必要なし！

その2 高耐久性！

スーツケースにも使われている高強度のPPボディ！⇒衝撃にも強い素材を使うことで高い耐久性を実現！

圧倒的な急速充電！

60分でフル充電でき、高吸引力のまま60分連続運転が可能 ⇒作業を止めずに使用できるため作業ペースを落とさない！

共通の接続端子だから、取り外して別の機器にも使用可能！
たっぷり使えて、安心のリチウムイオンバッテリー



安全性を重視して
接続端子もしっかり
ガード！



長寿命！
充電サイクル数約1,200回
一般的なリチウムイオン充電電池500回の約2.5倍
長持ち。
⇒ランニングコストの削減に貢献。

安全ボディ設計
端子部分がむき出しではないので、
直接触れる心配はなく、安心して使える。

同じバッテリーが使える床洗浄機 BR 30/4 C Bpも大好評



狭い通路もしっかり洗浄



黒いドットの汚れが目立つエンボス
床もローラータイプできれいに洗浄



- ・ アップライト型掃除機のように手軽に使える ⇒ トレーニング不要で操作は簡単、即戦力。
- ・ 凹凸面のあるエンボス床でも汚れ落としをしっかりと行えるローラーブラシタイプ ⇒ 短時間で高い清掃効果、清掃コスト削減

ケルヒャージャパン株式会社 大阪支店

HPアドレス <https://www.kaercher.com/jp/>

連絡先 〒566-0062 摂津市鳥飼上4丁目2番26号
TEL：072-650-1395 FAX：072-650-1396

バッテリー式エアコン洗浄機 『AC ジェットスイッチ』

- ・カートリッジタンクの為、洗剤からリンスへの切替が可能。
- ・家庭用エアコンから業務用エアコンまで快適に洗浄が可能。
- ・大孫の手ノズルを採用し、エアコン内部まで洗浄が可能。
- ・ホース長が5 mになり高所のエアコンまで洗浄作業が可能。
- ・ホース、ノズル類のカスタマイズが可能。



【仕様】

寸 法	W 290 × D 360 × H 455 mm	連続作業時間	45 - 200 分
重 量	5.9 kg	充電時間	120 分
ポンプ吸水量	2.2 L / min	吐水ホース	Φ 5 × 5 m
最高圧力	2.0 Mpa	付属品	大孫の手ノズル、レバーコック2型 肩掛けバンド、Φ 5 × 5 mホース より戻し金具、充電器、バッテリー カートリッジタンク（10 L樹脂製）× 2個
ポンプ形式	ユニフロー式（ツインピストン）		
バッテリー	18 V 5.0 Ahリチウムイオンバッテリー		

横浜油脂工業株式会社 環境化学品事業部 大阪支店

HPアドレス <http://www.yof-linda.co.jp>

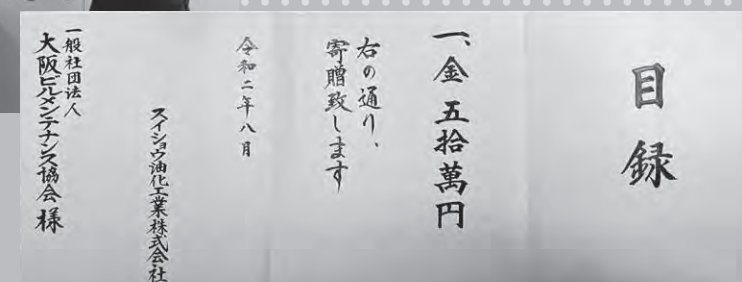
連 絡 先 〒555-0001 大阪市西淀川区佃 4-14-27
TEL : 06-6471-1820 FAX : 06-6471-1388

「株式会社ユーホーニイタカ」様 「スイショウ油化工業株式会社」様 より目録贈呈

「株ユーホーニイタカ」様、「スイショウ油化工業(株)」様より、「新型コロナ
ウイルス関連で消毒液等をビルメン各企業に購入頂きお世話になりました」
として、（一社）大阪ビルメンテナンス協会へご寄付を頂きました。



令和2年8月5日
目録贈呈式
於：（一社）大阪ビルメンテナンス協会



編集後記

「OBM こみゅにけーしょんず 盛夏号」をお届けします。

近畿地方の梅雨明けは過去 3 番目と同じ遅さとなりました。

今年の梅雨は、九州地方で梅雨前線の影響で線状降水帯が多数発生し、過去最大の降雨量を記録するなどで、令和 2 年 7 月豪雨と名づけられました。

日本のどこかで毎年起きる自然災害は、年々脅威を増しているように感じられます。

また、中国では、マダニが媒介する新型ブニヤウイルスが流行し、シンガポールでは蚊が媒介するデング熱感染者が急増しているそうです。今迄、感染者が少なかったベトナムにおいても、感染力が強いタイプの新型コロナウイルスが広がっています。日本においても、ウイルス感染はおさまりそうもなく、今年の漢字は「禍」が選ばれるのではないかと早くも予想されております。

新型コロナウイルスの経済への影響は大きく、雇用維持を最優先にするため、大阪では最低賃金が 2003 年以来 17 年ぶりに据え置きとなりました。

ウィズコロナの長い時代には、今迄の日常を守るために雇用維持を続けて行くのではなく、産業構造の変化に伴い、労働者がスムーズに転職出来る仕組みが必要となっています。

リーマンショックの際は、正社員から非正規社員の雇用を増やすことで危機を乗り越えました。新型コロナウイルスでは、社員をテレワークにして危機を乗り越えようとしています。会社に出勤している非正規社員が、テレワークを続ける社員に指示を出して、会社の運営にあたることになるかもしれません。

マンパワーの必要なビルメンテナンス業界は、未だに人手不足が続いておりますが、業務内容も幅広く多岐にわたっていることから、この産業構造の変化に柔軟に対応し、雇用を維持することが出来る産業であります。

今回の「こみゅにけーしょんず」は、主に新型コロナウイルス禍の中のビルメンテナンス業界の状況について特集を組んでおります。

未知のウイルスが猛威をふるう中、4 月 16 日付けの官報でビルメンテナンス業界が社会の安定の維持に不可欠なサービスを提供する事業者とされました。皆様には、エッセンシャルワーカーとしての誇りと自信を持って業務を続けて頂くことを期待しております。

協会として、今後とも新しい情報の提供に心掛けてまいりますので、協会活動にご理解ご支援いただけますようお願い申し上げます。

広報委員会

副会長	北川 卓	委員	篠部 哲弘	服部 哲也
委員長	笹岡 之洋		福田 和哉	李 泰倫
副委員長	山西 正修	山辺 靖彦		

働き方改革 推進マシン

ビルメンテナンス業界が今しないといけない事・・・

「少ない人数で」「短い時間で」「誰でも簡単に」
「ラクに使える」マシンを導入し、人手不足を解消し、
作業を効率化し、生産性を上げながら、従業員の皆様の
労力を軽減しつつ、美観を維持し、会社も利益を上げることです。

時間がかかり、しんどい作業なのにきれいにならない床のモップ掛けに革命を！！



型番：BR 45/22C Bp
17インチ床洗浄機

総重量55kg
(バッテリー込み)

清掃能力
1,800㎡/h

登録ユーザー限定
2年
業務用製品
保証

※ユーザー登録が必要です

広告閲覧業社様限定期間限定
特別価格対応！！

※協会の皆様と
ご紹介業社様に特別対応です。

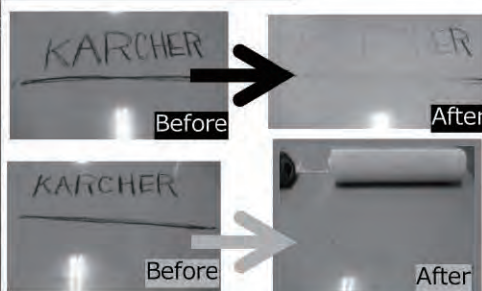
効率化によるコスト削減



1,200㎡にて手作業に比べ清掃時間は
10分1です。約3ヶ月でマシンコスト
回収できます。

マニュアル清掃からマシン導入で清掃コスト削減

汚れに強い！床面に優しい！



イエローパッドなら、汚れ落ちだけでなく傷防止にも。
※パッドはオプションです。

3工程を1工程に短縮！

ケルヒャーの床洗浄機なら、ゴミ拾い → モップがけ → 水回収の
3工程を一度で実現。時短による清掃コストの削減を実現します。

タイル・石材、凹凸のある床でも安心！

独自のローラーヘッド構造で、落ちにくかった汚れも安心。
タイルの目地や溝汚れもキレイに。
ブラシとパッドも用意がりますので、どんな床にも対応できます。

誰でも安全に使える軽量コンパクトサイズ！

今までの17インチクラスの床洗浄機の半分以下の重さ。
前方の視界もよく、商品にぶつけることなく安全に作業ができます。
ヘッド部がクルッと回転し、小回りがききます。

安全！軽量！



圧倒的に小さく前を邪魔しない（一般的な17インチ比）

無料出張実演にてお確かめください

ケルヒャー営業担当が、本チラシに記載のマシンやその他ご要望に応じたマシンを貴社や現場までお持ちし、
製品の特徴や使用方法をデモンストレーションいたします。

「OBMこみゆにけ～しょんずの広告を見た」とお伝えください

お申し込み連絡先
(ケルヒャー業務用営業マン)

携帯：080-1679-5069 担当者：染田（そめた）
メール：Yuki.Someta@jp.kaercher.com

9:00～17:00

土・日・祝 当社休日を除く

置くだけかんたん 感染対策スタンド



PAPER TOWEL STAND

ペーパータオルスタンド
(壁寄せ設置タイプ)
面倒な工事が不要で、置くだけで簡単に設置できる感染対策スタンドです。ステンレス製でサビにも強く、薄型タイプで省スペース。

卓上タイプも
新登場!



※壁寄せタイプは車いすの方でも使用できる高さです。

省スペースで スマートに消毒

Misel Disinfection Pole

ミセル消毒ポール(足踏み式)

手を触れずに
消毒ができる
足踏み式!



ホームページでも
詳しく案内しています <https://www.teramoto.co.jp/>



株式会社 テラモト

本社 〒550-0012 大阪市西区立売堀3-5-29 TEL(06)6541-3333 FAX(06)6531-2323
東京本社 〒272-0142 千葉県市川市欠貫1-8-23 TEL(047)358-1151 FAX(047)358-7658

TERAMOTO

NEW
ITEM

ウィズコロナ時代の 新しい感染対策

社会的距離を保つ フロア誘導サイン

FLOOR INDUCTION SIGN

フロア誘導サイン(5枚入り)

滑りにくく
優れた耐久性

貼るだけ
簡単施工

撤去も
ラクラク!

※東京都福祉のまちづくり条例CSR測定値クリア
(保証するものではありません)

こちらでお待ちください
Thank you for practicing social distancing

こちらで
お待ちください
Please wait here



間隔を
おきましょう
Thank you for practicing
social distancing



鮮やかなデザインで 手指消毒をアピール

Misel Disinfection Stand

ミセル消毒スタンド

電源不要で施設や
店舗の出入口に
設置できる
消毒液専用スタンド。

手を触れずに
消毒ができる
足踏み式と
通常スタンドの
2タイプ



いますぐ
アクセス

テラモトがおすすめする
コロナ関連対策商品



名古屋支店 TEL(052)324-8331 FAX(052)324-8335 横浜営業所 TEL(045)958-1370 FAX(045)958-1371
札幌営業所 TEL(011)862-5901 FAX(011)862-1944 広島営業所 TEL(082)239-1551 FAX(082)239-1552
仙台営業所 TEL(022)236-9395 FAX(022)236-8190 福岡営業所 TEL(092)433-7515 FAX(092)433-7565
埼玉営業所 TEL(048)669-3115 FAX(048)669-3118